

議案第十八号

三朝町税条例の制定について

次のとおり三朝町税条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年三月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



第二章 税・税外収入

第一節 税

三朝町税条例

(昭和) 年 月 日
条 例 第 号

目次

| | |
|--------------------------|--|
| 第一章 総則 | |
| 第一節 通則(第一条―第六条) | |
| 第二節 賦課徴収(第七条―第二十二条) | |
| 第二章 普通税 | |
| 第一節 町民税(第二十三条―第五十三条の十二) | |
| 第二節 固定資産税(第五十四条―第七十九条) | |
| 第三節 軽自動車税(第八十条―第九十一条) | |
| 第四節 町たばこ消費税(第九十二条―第九十五条) | |
| 第五節 電気ガス税(第九十六条―第一百十条の二) | |
| 第六編 財務(税条例) | |

第六節 鉱産税(第一百一十一条―第一百八条)

第七節 木材引取税(第一百九条―第三十条)

第三章 目的税

第一節 入湯税(第三百三十一条―第四百十一条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(課税の根拠)

第一条 町税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定があるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 徴税吏員 町長又はその委任を受けた吏員をいう。
- 二 徴収金 町税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
- 三 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するも

鳥中文

のをいう。

四 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。

(税目)

第三条 町税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- 一 町民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 町たばこ消費税
- 五 電気ガス税
- 六 鉱産税
- 七 木材引取税

2 町税として課する目的税は、入湯税とする。

第四条及び第五条 削除

(条例施行の細目)

第六条 この条例実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例で定めるもののほか、規則で定める。

第二節 賦課徴収

〔鳥中五〕

(課税洩れ等に係る町税の取扱)

第七条 課税洩れに係る町税又は詐偽その他不正の行為に因り免かれた町税があることを発見した場合においては、課税すべき年度(法人税割にあつては、その課税標準の算定期間の末日現在)の税率によつてその全額を直ちに賦課徴収する。

第八条から第十七条まで 削除

(公示送達)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。第二十条の二の規定による公示送達は、~~三朝~~三朝町条例(昭和四十二年三朝町条例第 号)第二条に規定する揭示場)に掲示して行なうものとする。

(災害等による期限の延長)

第十八条の二 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2 前項の指定は、町長が公示によつて行なうものとする。

3 町長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する

〔鳥中五〕

期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、

第一項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については二月以内、特別徴収義務者については三十日以内において、当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、同項の規定する理由がやんだ後すみやかに、その理由を記載した書面で行なうなければならない。

5 町長は、第三項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。

(納税証明事項)

第十八条の三 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。第一条の五第二号に規定する事項は、二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

(納税証明書の交付手数料)

第十八条の四 法第二十条の十第一項の納税証明書の交付手数料は、証明書一枚ごとに五十円とする。ただし、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第九十七条の二に規定する証明書については手数料を徴しない。

2 前項の納税証明書の枚数の計算については、年度、税目、証明

事項等を基準として規則で定める。

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第十九条 納税者又は特別徴収義務者は、第四十条、第四十六条、

第四十六条の二若しくは第四十六条の五(第五十三条の七の二において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第四十八条第一項(法第三百二十一条の八第三項の申告書に係る部分を除く。)、第五十三条の七、第六十七条、第八十三条第二項、第九十

四条第二項、第百零三条第三項、第百零五条、第百一十三条、第百二十二条第三項、第百二十三条又は第百三十五条第三項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、

当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第一号及び第二号において同じ。)翌日から納付又は納入の日までの期間に応じ、当該金額百円について町たばこ消費税にあつては一日二銭、その他の税

にあつては一日四銭(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、一日二銭)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は

納入書によつて納入しなければならない。

一 第四十条、第四十六条、第四十六条の二若しくは第四十六条の五、第五十三条の七、第六十七条、第八十三条第二項、第百

条第三項、第一百五條、第一百十三條、第二百二十二條第三項、第二百二十三條又は第二百三十五條第三項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 第四十八條第一項の申告書(法第三百二十一条の八第一項、第二項又は第五項の規定による申告書に限る。)に係る税額(第四号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

三 第四十八條第一項の申告書(法第三百二十一条の八第三項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 法第十五條の三第一項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

督促手数料

第二十条 徴収手帳は、督促状を發した場合はおいては、督促状と連について、~~督促手数料を徴収しなければならぬ。~~ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、これを徴収しない。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二章 普通税

第一節 町民税

(町民税の納税義務者等)

第二十三条 町民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号の者に対して均等割額によつて課する。

一 町内に住所を有する個人
二 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者

三 町内に事務所又は事業所を有する法人

四 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第三項に規定するものを除く。第三十一条第二項及び第四十五条第一項において同じ。)

2 外国法人に対する本節の規定の適用については、その事業が行なわれる場所で地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五

〔鳥中X〕

号。以下「令」という。)第四十六條の四に規定する場所をもつてその事務所又は事業所とする。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第四十七條に規定する収益事業を行なうもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

(個人の町民税の非課税の範囲)

第二十四条 次の各号の一に該当する者に対しては町民税(第五十三條の二の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。(を、第二号に該当する者に対しては分離課税に係る所得割を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- 一 前年中において所得を有しなかつた者
- 二 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 三 障害者、未成年者、若年者又は寡婦(これらの者の前年中の所得金額(分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。))が三十万円をこえる場合を除く。)

2 町内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で町内に住所を有するものに対しては、均等割を課さない。

(町民税の納税管理人)

第二十五条 町民税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、町内において独立の生計を営む者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に納税管理人申告書を町長に提出しなければならぬ。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から十日を経過した日とする。

〔鳥中X〕

(町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二十六条 町民税の納税義務者が前條の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により町長が定める。
 - 3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から十日以内とする。
- 第二十七条から第三十条まで 削除

(均等割の税率)

第三十一条 第二十三條第一項第一号又は第二号の者に対して課する均等割の税率は、年額 $\frac{3}{100}$ 円とする。

2 第二十三條第一項第三号又は第四号の者に対して課する均等割

の税率は、次の各号に掲げる法人等（法人及び法人でない団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下本節において同じ。）の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 資本の金額又は出資金額が千円をこえる法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。）及び保険業法（昭和十四年法律第四十二号）に規定する相互会社
年額七千円
- 二 前号に掲げる法人以外の法人等 年額四十千円

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第三百二十二条第三項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号若しくは第四号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

〔個人均等割の税率の非課税〕

第三十二条 前項の額からこれに非課税各号に掲げる額を減額したものとす。ただし、第二号に掲げる者にあつては、同号の規定によつて

- 一 夫と妻
- 二 父又は母とその子（子については、その父又は母のいずれか一方の配偶者又は配偶者であつた者と親子の關係がない者を含ぶ。）
- 三 祖父又は祖母とその孫（孫については、その父又は母と生計を一にする者を除く。）

2 前項の規定を適用する場合には、所得税法第九十八条第四項の規定は、法第二百九十二条第一項第七号、第八号及び第十号並びに次条第一項の規定の適用について準用する。

〔所得控除〕

第三十四条の二 所得割の納税義務者が法第三百十四条の二第一項各号の一に掲げる者に該当する場合には、同条第一項、第三項から第九項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済掛金控除額、生命保険料控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額又は扶養控除額を所得割の納税義務者については、同条第二項、第五項及び第九項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

〔所得割の税率〕

第三十四条の三 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて算定するものとする。

計算した減額すべき額が、円をこえる場合においては、円とする。

十 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族

一 前

十 前項に掲げる控除対象配偶者又は扶養親族を十人以上有する者 一円

当該控除対象配偶者又は扶養親族十人について 甲
〔所得割の課税標準〕

第三十三条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二條第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。（世帯員が資産所得を有する場合の所得の計算等）

第三十四条 生計を一にする次の各号の一に掲げる親族（当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族）のうち合算対象世帯員がある場合には、これらの者に対して課する所得割の額は、主たる所得者が自己の所得のほかその合算対象世帯員の資産所得を有するものとみなして、法第三百十四条第一項

〔表中文〕

〔表中文〕

り課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に依する同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額と、同表の上欄に掲げる金額の区分により課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に依する当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

| | |
|--------------|---------|
| 十五万円以下の金額 | 百分の三、〇 |
| 十五万円をこえる金額 | 百分の四、〇 |
| 四十万円をこえる金額 | 百分の六、〇 |
| 七十万円をこえる金額 | 百分の六、五 |
| 百万円をこえる金額 | 百分の九、〇 |
| 百万円をこえる金額 | 百分の九、〇 |
| 二百五十万円をこえる金額 | 百分の二〇、五 |
| 二百五十万円をこえる金額 | 百分の二〇、五 |
| 四百万円をこえる金額 | 百分の二五、五 |
| 四百万円をこえる金額 | 百分の二五、五 |
| 六百万円をこえる金額 | 百分の三〇、五 |
| 六百万円をこえる金額 | 百分の三〇、五 |
| 千万円をこえる金額 | 百分の三六、五 |
| 千万円をこえる金額 | 百分の三六、五 |
| 二千万円をこえる金額 | 百分の四二、五 |
| 二千万円をこえる金額 | 百分の四二、五 |
| 三千万円をこえる金額 | 百分の四八、五 |
| 三千万円をこえる金額 | 百分の四八、五 |

五千万円をこえる金額

百分の

二、〇

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算)

第三十四条の四 前年において、漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬による所得又は著作権の使用料による所得(以下本条において「変動所得」という。)の金額(前年前二年内に生じた変動所得の金額があるときは、前年の変動所得の金額が、前年前二年内に生じた変動所得の金額の合計額の二分の一をこえる場合の変動所得の金額に限る。)及び役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するものうち、令第四十八条の八に規定するものの金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合において、第三十六条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)に法第三百七条の二第一項第六号に掲げる事項の記載があるときは、当該総所得金額に対する所得割の額は、前条の規定によつて計算した金額によらず、所得税法第九十条の規定

の例によつて計算した金額による。

(簡易税額表)

第三十四条の五 所得割の納税義務者で、課税総所得金額(前条の規定の適用がある場合には、同条の規定により所得税法第九十条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額。以下本条において同じ。)又は課税退職所得金額がそれぞれ百万円以下のものの課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る所得割の額は、前二条の規定にかかわらず、当該課税所得金額又は課税退職所得金額に応じ、別表第一に定める金額による。

2 所得割の納税義務者で課税山林所得金額が百万円以下のものの課税山林所得金額に係る所得割の額は、第三十四条の三の規定にかかわらず、当該課税山林所得金額に応じ、別表第二に定める金額による。

(法人税割の税率)

第三十四条の六 法人税割の税率は、百分の $\frac{1}{10}$ とする。

(外国税額控除)

第三十四条の七 所得割の納税義務者が、外国の所得税等を課された場合においては、法第三百十四条の七及び令第四十八条の九の二に規定するところにより控除すべき額を、第三十四条の三から第三十四条の五までの規定を適用した場合の所得割額から控除する。

[鳥中X]

(所得の計算)

第三十五条 第二十三条第一項第一号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによつて、その者の第三十三条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。

一 その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

二 その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

第三十六条 町民税の納税義務者に係る所得税の基礎となつた所得の計算が一般に著しく適正を欠くと認められる場合においては、各納税義務者について、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令に規

定する所得の計算の方法に従つてその所得を計算し、その計算したところに基づいて町民税を課する。

(町民税の申告)

第三十六条の二 第二十三条第一項第一号の者は、三月十五日までに、施行規則第五号の四様式による申告書を町長に提出しなければならぬ。ただし、法第三百七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたもの(以下本条において「給与所得以外の所得を有しなかつた者」という。)並びに前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第二条の二第一項の表の上欄の(二)又は(三)に掲げる者を除く。以下)については、この限りでない。

2 前項の規定によつて申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が 1 万円以下である者(雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済掛金控除額若しくは生命保険料控除額の控除を受けようとする者又は施行規則第二条の二の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第二条第二項ただし書の規定により町長の定める様式による。

[鳥中X]

- 3 町長は、法第三百十七条の六第一項の給与支払報告書が一月三十一日まで提出されなかつた場合において、町民税の賦課徴収に必要があると認めるときは、給与所得以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第一項又は前項の申告書を町長の指定する期限までに提出させることができる。
- 4 給与所得以外の所得を有しなかつた者(前項の規定によつて第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除又は法第三百十三条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとする場合においては、三月十五日までに、施行規則第五号の五様式又は第五号の六様式による申告書を町長に提出しなければならない。
- 5 第一項ただし書に規定する者(第三項の規定によつて第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、三月十五日までに、第一項の申告書を町長に提出することができる。
- 6 町長は、町民税の賦課徴収に必要があると認める場合においては、第二十三条第一項一号の者のうち所得税法第二百二十六条第一項の規定により前年の給与所得に係る源泉徴収票を交付されるものに、当該源泉徴収票又はその写を提出させることができる。

〔鳥中文〕

- 7 町長は、町民税の賦課徴収に必要があると認める場合においては、第二十三条第一項二号の者に、三月十五日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
 - 8 町長は、町民税の賦課徴収に必要があると認める場合においては、新たに第二十三条第一項第三号又は第四号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から三十日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は療等の所在、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。
- 第三十六条の三 第二十三条第一項一号の者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という)を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項又は第二項から第五項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行

〔鳥中文〕

- 規則第二条の三第一項各号に掲げる事項を除く。)のうち法第三百十七条の二第一項各号又は第三項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第一項又は第三項から第五項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
- 3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第二条の三第二項各号に掲げる事項を附記しなければならない。
- (町民税に係る不申告に関する過料)
- 第三十六条の四 町民税の納税義務者のうち第三十六条の二第一項、第二項若しくは第三項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第七項若しくは第八項の規定によつた申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。
 - 3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から十日以内とする。
- (個人の町民税の賦課期日)
- 第三十七条 個人の町民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

- (個人の町民税の徴収の方法)
- 第三十八条 個人の町民税は、第四十四条又は第五十三条の五の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。
- 2 個人の県民税は、当該個人の町民税を賦課し、及び徴収する場合にあわせて賦課し、及び徴収する。
- 第三十九条 削除
- (個人の町民税の納期)
- 第四十条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の町民税の納期は、次の通りである。
- 第一期 六月一日から同月三十日まで
 - 第二期 八月一日から同月三十一日まで
 - 第三期 十月一日から同月三十一日まで
 - 第四期 翌年一月一日から同月三十一日まで
- 2 均等割額によつてのみ課する町民税の納期は、前項の規定にかかわらず、六月一日から同月三十日までとする。
- 3 町長は特別の事情がある場合において前二項の納期により難いと認められるときは、当該各項の規定にかかわらず、当該各項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。
- (個人の町民税の納税通知書)

第四十一条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度の個人の町民税額及び県民税額の合計額(第四十七条第一項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないことになつた金額に相当する税額)を前条第一項の納期(第四十七条第一項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。
(個人の町民税の納期前の納付)

第四十二条 個人の町民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて個人の町民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、同項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。)を乗じて得た額の報奨金を交付する。ただし、その額が 中未滿下ある場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。

〔島中文〕

(普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収)
第四十三条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の町民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第三百二十五条の規定によつて閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認められた場合においては、すでに第三十五条第一号ただし書若しくは第二号又は第三十六条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下次項において「不足税額」と総称する。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第四十条の各納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該不足税額百円について一日四銭(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については一日二銭)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

〔島中文〕

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第四十条の各納期限から一年を経過する日後に第一項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合には、当該一年を経過する日の翌日から第一項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。
(個人の町民税の特別徴収)

第四十四条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下本条において「給与所得者」という。)であ

る場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。
一 年金、恩給その他支給期間が一月をこえる期間により定められている給与のみの支払を受ける者
二 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受けるもの

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を前項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、当該納税義務者が六月三十日までの間において自ら又は特別徴収義務者を通じて、給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をした場合においては、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴

取することが適当でない」と認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の四月三十日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下本項において同じ。)を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日(その支払を受けなくなつた日が翌年の四月中である場合には、同月三十日)までに、第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(すでに特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合

算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。

(特別徴収義務者の指定等)

第四十五条 前条第一項から第三項までの規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第一項の納税義務者に対して給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。)で所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第四項の規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者とする。

2 同一の納税義務者について前項の特別徴収義務者が二以上ある場合において各特別徴収義務者に徴収させる特別徴収税額の額は、町長が定めるところによる。

(特別徴収税額の納入義務等)

第四十六条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月十日までに、その徴収した月割額を納入書によつて納入しなければ

[鳥中五]

ばならない。

(特別徴収税額の納期の特例)

第四十六条の二 第四十五条第一項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下本条、次条及び第四十六条の四において「事務所等」という。)につき、町長の承認を受けた場合には、六月から十一月まで及び十二月から翌年五月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終日までの期間)に当該事務所等において支払つた給与について徴収した特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに納入することができる。

(納期の特例に関する承認の申請)

第四十六条の三 前条の承認の申請をする者は、その承認を受けようとする事務所等の所在地、当該事務所等において給与の支払を受ける者の数その他必要な事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

(納期の特例の要件を欠いた場合の届出)

第四十六条の四 第四十六条の二の承認を受けた者は、その承認に

[鳥中五]

係る事務所等において給与の支払を受ける者が常時十人未満でなくなつた場合には、遅滞なく、その旨その他必要な事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する同条に規定する期間以後の期間については、その承認は、その効力を失うものとする。

(承認の取消し等があつた場合の納期の特例)

第四十六条の五 第四十六条の二の承認の取消し又は前条の届出書の提出があつた場合には、その取消し又は提出の日の属する第四十六条の二に規定する期間に係る第四十六条に規定する月割額のうち同日の属する月分以前の各月分に係るものについては、同日の属する月の翌十日をその納期限とする。

(普通徴収税額への繰入)

第四十七条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等に因り個人の町民税の特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第四十条第一項の納期がある場合においてはそれぞれその納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普

通徴収の方法によつて徴収するものとする。

- 2 法第三百二十一条の大第一項の通知によつて変更された特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき特別徴収税額をこえる場合(徴収すべき特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第十七条の二の規定によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(法人等の町民税の申告納付)

- 第四十八条 町民税を申告納付する義務がある法人等は法第三百二十一条の八第一項から第三項まで及び第五項の申告書をそれぞれ同条第一項から第三項まで及び第六項の規定による納期限までに町長に提出し、及びその申告に係る税金又は法第三百二十一条の八第一項後段の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書によつて納付しなければならない。

- 2 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第三百二十一条の八第八項及び令第四十八条の十三に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

〔鳥中文〕

第四十九条 削除

(法人等の町民税に係る不足税額の納付の手續)

- 第五十条 法人等の町民税の納税者は法第三百二十一条の十二の規定に基づき納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第三百二十一条の八第一項若しくは第二項又は第五項の納期限(同条第三項の規定による申告に係る法人税割に係る不足税額についても同条第一項又は第二項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該不足税額百円につき一日四銭(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、一日二銭)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正の通知をした日が法第三百二十一条の八第一項、第二項又は第五項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為

- 3 法第三百二十一条の八第三項の規定による申告書(同条第七項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る法第三百二十一条の八第一項又は第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額百円について一日四銭(申告書を提出した日(申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間については、一日二銭)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によつて納付しなければならない。
- 4 前項の場合において、法人等が法第三百二十一条の八第一項、第二項又は第五項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過する日後に同条第三項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人等が法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

〔鳥中文〕

- により町民税を免れた場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第五十一条及び第五十二条 削除

(町民税の減免)

- 第五十三条 町長は、次の各号の一に該当する者のうち町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。

- 一 生活保護法の規定による保護を受ける者
- 二 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者

三 学生及び生徒

四 民法第三十四条の公益法人

- 2 前項の規定によつて町民税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- 一 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納

期限及び税額

- 1 減免を受けようとする理由
- 2 第一項の規定によつて町民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

（退職所得の課税の特例）

第五十三条の二 退職手当等（所得税法第百九十九条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。）の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において町内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には当該退職手当等に係る所得割は、第三十三条、第三十四条の三、第三十四条の五及び第三十七条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第五十三条の十二までに規定するところによつて課する。

（分離課税に係る所得割の課税標準）

第五十三条の三 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得金額とする。

2 前項の退職所得金額は、所得税法第三十条第二項に規定する退職所得金額の計算の例によつて算定する。

（分離課税に係る所得割の税率）

第五十三条の四 分離課税に係る所得割の額は、前条第一項の退職所得の金額を次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

| | |
|--------------|-------|
| 十五万円以下の金額 | 百分の二 |
| 十五万円をこえる金額 | 百分の三 |
| 四十万円をこえる金額 | 百分の四 |
| 七十万円をこえる金額 | 百分の五 |
| 百万円をこえる金額 | 百分の六 |
| 百五十万円をこえる金額 | 百分の七 |
| 二百五十万円をこえる金額 | 百分の八 |
| 四百万円をこえる金額 | 百分の九 |
| 六百万円をこえる金額 | 百分の十 |
| 千万円をこえる金額 | 百分の十一 |
| 二千万円をこえる金額 | 百分の十二 |
| 三千万円をこえる金額 | 百分の十三 |
| 五千万円をこえる金額 | 百分の十四 |

〔鳥中五〕

〔鳥中四〕

（分離課税に係る所得割の徴収）
第五十三条の五 分離課税に係る所得割は、特別徴収の方法によつて徴収する。

（特別徴収義務者の指定）

第五十三条の六 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者（他の市町村内において退職手当等の支払をする者を含む。以下同じ。）とする。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第五十三条の七 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに、施行規則第五号の八様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

（特別徴収税額の納期の特例）

第五十三条の七の二 第四十六条の二から第四十六条の五までの規定は、前条の規定により同条の納入金を納入する場合について準用する。この場合において、第四十六条の二中「第四十五条第一項」とあるのは「第五十三条の六」と、「支払った給与」とあるのは「支払った退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納

入」と読み替え、第四十六条の四中「第四十六条の二」とあるのは「第五十三条の七の二において準用する第四十六条の二」と読み替え、第四十六条の五中「第四十六条の二」とあるのは「第五十三条の七の二において準用する第四十六条の二」と、「第四十六条に規定する月割額」とあるのは「第五十三条の七の規定により徴収した特別徴収税額」と読み替えるものとする。

（特別徴収税額）

第五十三条の八 第五十三条の七の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

- 1 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書（以下本条、次条第二項及び第五十三条の十第一項において、「退職所得申告書」という。）に、「その支払うべき」とが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第一項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合その支払う退職手当等の金額について第五十三条の三及び第五十三条の四の規定を適用して計算した税額
- 2 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合、その支

払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第五十三条の三及び第五十三条の四の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第五十三条の七の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第五十三条の七の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第五十三条の三及び第五十三条の四の規定を適用して計算した税額とする。

(退職所得申告書)

第五十三条の九 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において町内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに、施行規則第五号の九様式による申告書を、その退職手当等の支払をする者を経由して、町長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するとき

は、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第三百二十八条の十四の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

〔鳥中X〕

2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理された時に町長に提出されたものとみなす。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第五十三条の十 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に對し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(分離課税に係る所得割の不足金額等の納入)

第五十三条の十一 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、法第三百二十八条の十、第三百二十八条の十一又は第三百二十八条の十二の場合において不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の納入の告知を受けたときは、これらの金額を当該告知書で指定する期限までに納入書によつて納入しなければならない。

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第五十三条の十二 その年において退職手当等の支払を受けた者が

〔鳥中X〕

総称する。以下固定資産税について同じ。に對し、その所有者(賃権又は百年より永い存続期間の定のある地上権の目的である土地についてはその賃権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。)に課する。

第五十三条の八第二項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第五十三条の三及び第五十三条の四の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第五十三条の七の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、第五十三条の五の規定にかかわらず、そのこえる金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法によつて徴収する。この場合には、第四十条から第四十三条までの規定は、適用しない。

2 前項の場合には、同項の規定によつて徴収すべき税額に第五十三条の七又は第五十三条の七の二において準用する第四十六条の二の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下本項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間に應じ、当該税額百円について一日四銭(納期限までの期間又は納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、一日二銭)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

第二節 固定資産税

(固定資産税の納税義務者)

第五十四条 固定資産税は、固定資産(土地、家屋及び償却資産を

3 第一項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地については、法令又は規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下本項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法第百条の二の規定によつて土地区画整理事業の施行者が管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第一項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が土地登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者と

して登記される日までの間は当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る第一項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法第二十三条の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下本項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第四十二条第二項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下本項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団（以下本項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第二十三条の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、都道府県等が同条の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国又は都道府県が行なう同項第二号の事業により造成された埋立地等を使用する者で地方税法施行令第四十九

〔鳥中文〕

条に規定する者を除く。）をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなす。

7 信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。以下本項において同じ。）が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところにしたがい当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸しているものについては、当該償却資産が当該他の者の事業の用に供するものであるときは、当該他の者をもつて第一項の所有者とみなす。

（固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第五十五条 法第三百四十八条第二項第三号の土地又は家屋について同条同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一号及び第二号に、家屋については第三号及び第四号に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地又は家屋が神社、寺院又は教会の所有に属しないものである場合においては、当該土地又は家屋を当該神社、寺院又は教会に無料で使用させていることを証明する書面を添付して町長に提出しなければならない。

- 一 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- 二 神社、寺院又は教会の設立及び境内地若しくは構内地の区域

〔鳥中文〕

変更の年月日

三 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

四 宗教法人の用に供し始めた時期

第五十六条 法第三百四十八条第二項第九号又は第十二号の固定資産について同条同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一号及び第二号に、家屋については第三号及び第四号に、償却資産については第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法第六十四条第四項の法人、民法第三十四条の法人、宗教法人、若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、民法第三十四条の法人で看護婦、准看護婦、歯科衛生士又は歯科技工士の養成所を設置するもの、日本赤十字社、民法第三十四条の法人で図書館を設置するもの、民法第三十四条の法人若しくは宗教法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置するもの又は民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするもの（以下本条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して町長に提出しなければならない。

- 一 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- 二 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日
- 三 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- 四 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舎の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期
- 五 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- 六 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舎の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

第五十七條 法第三百四十八條第二項第十号の固定資産について同

条同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一号及び第二号に、家屋については第三号及び第四号に、償却資産については第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申告書

〔鳥中文〕

- 載した申告書を、町長に提出しなければならない。
- 一 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - 二 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - 三 直接病院等又は家畜診療所の用に供し始めた時期
 - 四 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
 - 五 直接病院又は家畜診療所の用に供し始めた時期
- (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第五十九條 法第三百四十八條第二項第三号、第九号、第十号、第

十一号の二、第十一号の三又は第十二号の固定資産として同条同項本文の規定の適用を受ける固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は無料で使用させた固定資産を有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

(非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務)

第六十條 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第三百四十八條第二項に掲げる固定資産として使用する場合においては当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

に当該土地、家屋又は償却資産が社会福祉事業、更生保護事業、生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、老人福祉法による老人福祉施設及び身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設(以下本条において「社会福祉事業等」という。)の経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該社会福祉事業等の経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付して町長に提出しなければならない。

- 一 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- 二 社会福祉事業等の開始若しくは設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日
- 三 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- 四 社会福祉事業等の用に供し始めた時期
- 五 償却資産の所在、種類、数量及びその用途
- 六 社会福祉事業等の用に供し始めた時期

第五十八條 法第三百四十八條第二項第十一号の二及び第十一号の

三の固定資産について同条同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一号に、家屋については第二号及び第三号に、償却資産については第四号及び第五号に掲げる事項を記

〔鳥中文〕

第六十一條 基準年度(昭和三十一年度及び昭和三十三年度並びに昭和三十三年度から起算して三年度又は三の倍数の年度を経過することの年度をいう。以下同じ。)に係る賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」という。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。)又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋課税台帳等」という。)に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第二年度(基準年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第二年度の固定資産税の賦課期日において地目の交換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不相当であるか又は町内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると町長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第二年度の

固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第三年度(第二年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(第二年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため同項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下本項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第三年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は町内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると町長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録され

たものとする。

4 第二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋(以下「第二年度の土地又は家屋」という。)に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第二年度の土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第二年度の土地又は家屋について第三年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は町内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると町長が認める場合においては、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該

〔鳥中文〕

〔鳥中文〕

土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

7 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

8 法第三百四十九条の三、第三百四十九条の四又は法第三百四十九条の五の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前七項の規定にかかわらず、法第三百四十九条の三、第三百四十九条の四又は法第三百四十九条の五に定める額とする。

(固定資産税の税率)

第六十二条 固定資産税の税率は、百分の $\frac{1}{10}$ とする。ただし、国際観光ホテル整備法に基づく登録旅館がその用に供する家屋の登録部分については、百分の $\frac{1}{10}$ とする。

(固定資産税の免税点)

第六十三条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては八万円、家屋にあつては五万円、償却資産にあつては三十万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(施行規則第十五条の三第二項の規定による補正の方法の申出)

第六十三条の二 施行規則第十五条の三第二項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年一月三十一日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行なわなければならない。

- 一 代表者の住所及び氏名
- 二 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- 三 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者に係る建物の区分所有等に関する法律第十条の規定による割合
- 四 補正の方法

2 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員との協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

(固定資産税の納税管理人)

第六十四条 固定資産税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、町内において独立の生計を営む者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に納税管理人申告書を町長に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、

その異動を生じた日から十日を経過した日とする。

(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第六十五条 固定資産税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、状況に因り、町長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(固定資産税の賦課期日)

第六十六条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(固定資産税の納期)

第六十七条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第一期 七月一日から同月三十一日まで

第二期 七月一日から同月三十一日まで

第三期 十二月一日から同月二十五日まで

第四期 翌年二月一日から同月末日まで

2 町長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと思はれるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定する期間内において別に納期を定めることができる。

[馬中X]

3 固定資産税額(次条第四項の規定によつて都市計画税をあわせて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。)が〇〇円以下の金額であるものについては、前二項の規定にかかわらず、当該各項の規定によつて定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

4 次条第二項の規定によつて徴収する固定資産税の納期は、前三項の規定にかかわらず、納税通知書の定めるところによる。

(固定資産税の徴収の方法)

第六十八条 固定資産税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

2 法第三百六十四条第三項の固定資産について同条第二項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る法第三百八十九条第一項の規定による通知が行なわれなかつた場合においては、当該固定資産に係る同法第三百六十四条第三項の仮算定税額(以下この項において「仮算定税額」という。)を当該年度の納期の数で除して得た額(町長が必要と認める場合においては、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において町長が定める額とする。)をそれぞれの納期において、当該固定資産に係る固定資産税として徴収する。

3 前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において法第三百

[馬中X]

当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、同項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。)を乗じて得た額の報奨金を交付する。ただし、その額が〇〇円未満である場合は、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。

(新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第七十一条 法附則第十六条第一項又は第二項の住宅について、同

条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の一月三十一日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所及び氏名又は名称

二 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

三 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

(固定資産税の減免)

4 第一項の規定によつて固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該納税者に係る都市計画税をあわせて賦課し、及び徴収する。

(固定資産税の納税通知書)

第六十九条 第六十七条第三項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額をその納期の数で除して得た額とする。

(固定資産税の納期前の納付)

第七十条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては当該納期の後の納期に係る納付額に相

第七十二条 町長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- 一 貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- 二 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- 三 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- 2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

 - 一 納税義務者の住所及び氏名又は名称
 - 二 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
 - 三 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
 - 四 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
 - 五 減免を受けようとする理由及び第一項第三号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 第一項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

（申請又は申告をしなかつたことに因る固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収）

第七十三条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第八十条第一項若しくは第三項、第八十一条ノ八、第九十三条第一項若しくは第三項、第九十三条ノ二第一項若しくは第三項若しくは第九十三条ノ六の規定によつて登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第三百八十三条の規定によつて町長に申告をする義務がある者がそのすべき申請又は申告をしなかつたこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第四百七十七条第一項の規定によつて当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基つてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第四百七十七条第二項及び法第七百四十三条第二項の規定によつて通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下本条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に、納期限（納期限の延長があつたとき

〔鳥中文〕

〔鳥中文〕

第七十六条 固定資産評価員の数は、一人とする。

第七十七条 削除

（固定資産評価審査委員会の設置）

第七十八条 固定資産課税台帳に登録された事項（土地登記簿又は建物登記簿に登録された事項及び法第三百八十九条第一項、第四百七十七条第二項又は第七百四十三条第一項若しくは第二項の規定によつて知事又は自治大臣が決定し、又は修正し、町長に通知した価格等に関する事項を除く。）に関する不服を審査決定するため、町固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（会議の期間の特例）

第七十九条 審査委員会の審査のための会議の期間は、法第四百二十八条第一項に定めるもののほか、法第四百十五条第一項但書の規定によつて三月二十一日以後に固定資産課税台帳の縦覧期間を設けた場合においては、当該縦覧期間の初日からその末日後四十日の間、法第四百七十七条第一項の規定による通知をした場合においては、当該通知をした日から六十日の間、法第四百十九条第三項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した場合においては、当該縦覧期間の初日から六十日の間とする。

第三節 軽自動車税

は、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該不足税額百円について一日四銭（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については、一日二銭）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

（固定資産に関する地籍図等の様式等）

第七十四条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土地分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に關して必要な資料の様式及びその記載事項については規則で定める。

（固定資産に係る不申告に關する過料）

第七十五条 固定資産の所有者（法第三百八十六条に規定する固定資産の所有者をいう。）が法第三百八十三条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状に因り、町長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書の指定すべき期限は、その発付の日から十日以内とする。

（固定資産評価員の設置）

第六編 財務 (税条例)

(軽自動車税の納税義務者等)

第八十条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者(法第四百四十二条の二第二項の規定により当該軽自動車等が売主及び買主の共有物とみなされる場合における当該買主を含む。以下軽自動車税について同じ。)に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第四百四十三条の規定によつて軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(軽自動車税の課税免除)

第八十一条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

- 一 商品であつて使用しない軽自動車等
- 二 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち救急用のもの

第八十二条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 原動機付自転車

| | |
|--|----------|
| イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの | 年額 五百円 |
| ロ 総排気量が〇・〇五リットルをこえ、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットをこえ、〇・八キロワット以下のもの | 年額 八百円 |
| ハ 総排気量が〇・〇九リットルをこえるもの又は定格出力が〇・八キロワットをこえるもの | 年額 千円 |
| ニ 軽自動車及び小型特殊自動車 | |
| イ 軽自動車 | |
| 一 二輪のもの(側車付のものを含む。) | 年額 千五百円 |
| 二 三輪のもの | 年額 二千円 |
| 三 四輪以上のもの | |
| 乗用 | 年額 四千五百円 |
| 貨物用 | 年額 二千五百円 |
| もつぱら雪上を走行するもの | 年額 千五百円 |
| ロ 小型特殊自動車 | |
| 農耕作業用自動車 | 年額 千円 |
| その他のもの | 年額 三千円 |
| 三 二輪の小型自動車 | 年額 二千五百円 |

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

〔鳥中X〕

〔鳥中X〕

第八十三条 軽自動車税の賦課期日は、四月一日とする。

2 軽自動車税の納期は、四月十一日から同月三十日までとする。

ただし、次条第一項の規定によつて課する軽自動車税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(軽自動車税の賦課徴収等の特例)

第八十四条 軽自動車税の賦課期日後に納税義務(軽自動車、小型特殊自動車のうち農耕作業用自動車以外のもの又は二輪の小型自動車)に対して課する軽自動車税に係るものに限る。以下本条において同じ。)が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割をもつて、軽自動車税を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもつて軽自動車税を課する。

3 第一項の賦課期日後に納税義務が消滅した場合において、当該納税義務が消滅した者からすでに徴収した軽自動車税額が前項の規定によつて課することができる軽自動車税額をこえるため当該こえる部分の税額及びこれに係る徴収金をその者に還付するときは第八十七条第二項の規定による申告書の提出があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

(軽自動車税の徴収の方法)

第六編 財務 (税条例)

第八十五条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。
〔ただし、第九十一条第十項の規定による標識を交付する場合、
本原動機付自転車及び小型特殊自動車のうち農耕作業用自動車に
ついては、賦課期日後に当該標識を交付する場合に限る。〕において
ては、証紙徴収の方法によつて徴収する。〕

(軽自動車税の証紙徴収の手続)

第八十六条 前条ただし書の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する軽自動車税の納税者は、当該標識の交付を受ける際、規則本定めるところにより、次条第十項の申告書に納税証紙をはりなればならない。ただし、当該納税者が納税証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、当該申告書に納税済印を押すことによつて証紙に代るものとする。

(軽自動車税に関する申告)

第八十七条 軽自動車税の納税義務が発生した者は、その発生した日から十五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書及びその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならぬ。

- 一 軽自動車等の種別、車名、形状、性質、用途
- 二 主たる定置場の位置
- 三 納税義務発生の日

- 四 その他町長が必要と認める事項
- 2 軽自動車税の納税義務が消滅した者は、その消滅した日から三十日以内に、規則で定める申告書を町長に提出しなければならない。
- 3 第一項の申告書を提出した者は、当該軽自動車等について次の各号に掲げる事項のうち一以上の事項について変更があつた場合においては、その理由が生じた日から十五日以内に、当該変更があつた事項について変更申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該変更があつた事項のうちに当該軽自動車等に係る軽自動車税の納税義務の消滅の基因となるべき事項がある場合における当該事項については、この限りでない。
 - 一 主たる定置場の位置
 - 二 所有者の住所又は氏名若しくは名称
 - 三 使用者の住所又は氏名若しくは名称
 - 四 原動機の型式
 - 五 原動機の総排気量又は定格出力
 - 六 用途
 - 七 形状
 - 八 軽自動車又は二輪の小型自動車にあつては、車両番号(軽自動車税に係る不申告に関する過料)

- 第九十条の二 町長は、下肢又は体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者が所有し、かつ、もっぱらその者が運転する軽自動車等(一台に限る。)に対しては軽自動車税を減免することができる。
- 2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下本項において同じ。)道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条の規定により交付された運転免許証及び当該者が使用する軽自動車等を呈示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
 - 一 第八十七条第三項各号に掲げる事項
 - 二 身体障害者手帳の番号及び交付年月日
 - 三 身体障害の箇所及び等級
 - 四 運転免許証の番号及び交付年月日並びに有効期限
 - 五 運転免許の種類及び条件が付されているときはその条件
 - 3 前条第三項の規定は、第一項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

- 第八十八条 軽自動車税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状に因り、町長が定める。
 - 3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。
- 第八十九条 削除
- (軽自動車税の減免)
- 第九十条 町長は公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。
- 2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額並びに第八十七条第三項各号に掲げる事項(原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、標識番号を含む。)及び当該軽自動車等の種別を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。
 - 3 第一項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。
- (身体障害者に対する軽自動車税の減免)

[鳥中文]

[鳥中文]

- (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)
- 第九十一条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車税の納税義務が発生した者は、町長に対し、第八十七条第一項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を呈示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。
- 2 法第四百四十三条若しくは第八十一条第二号又は第八十条第二項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から十五日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を呈示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第四百四十三条若しくは第八十一条第二号又は第八十条第二項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。
 - 3 町長は、前二項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、そ

の旨を記載した証明書を交付するものとする。

4 第一項及び第二項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式は、それぞれ規則で定めるところによる。

5 第一項又は第二項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、町長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない。

6 第一項の標識及び第三項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車税の納税義務が消滅した者は、町長に対し、第八十七条第二項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならぬ。

7 第二項の標識及び第三項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されないこととなつたときは、その理由が発生した日から十五日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 第一項又は第二項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損

し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を町長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基くときは、弁償金として 円を納めなければならない。

9 第一項又は第二項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

第四節 町たばこ消費税

(町たばこ消費税の納税義務者等)

第九十二条 町たばこ消費税(以下「たばこ消費税」という。)は、日本専売公社(以下「公社」という。)がたばこ専売法第二十九条第一項に規定する小売人(以下「小売人」という。)に売り渡す製造たばこに対し、第三項の規定によつて算定した金額を課税標準として、公社に課する。

2 前項に規定するもののほか、公社が国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこに対しては、次項の規定によつて算定した金額を課税標準として、公社に課する。

3 たばこ消費税の課税標準は、法第七十四条第三項に規定する課税標準算定の基礎となる額に、公社が当該年度の初日の属する年の三月から翌年二月までの間において、町の区域内に所在する営業所を有する小売人に対して売り渡した製造たばこ又は町の区域

【鳥中文】

内に所在する公社の事務所が国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこの本数を乗じて得た金額とする。

4 前項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、紙巻たばこ以外の製造たばこの本数の算定については、刻みたばこは一グラムをもつて、葉巻たばこは十分の一本をもつて、それぞれ紙巻たばこの一本に換算し、パイプたばこは一包装単位をもつて、紙巻たばこの五十本に換算するものとする。

(たばこ消費税の税率)

第九十三条 たばこ消費税の税率は、百分の十八・一とする。

(たばこ消費税の徴収の方法)

第九十四条 たばこ消費税は、申告納付の方法によつて徴収する。
2 公社は、毎月小売人又は直接消費者に売り渡した製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を翌月末日までに町長に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

3 前項の規定によりたばこ消費税を申告納付した公社が、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

第九十五条 削除

第五節 電気ガス税

(電気ガス税の納税義務者等)

第九十六条 電気ガス税は、電気又はガスに対し、料金(法第四百八十八条の料金相当額を含む。以下同様とする。)を課税標準として、その使用者に課する。

第九十七条 削除

(電気ガス税の税率)

第九十八条 電気ガス税の税率は、法附則第三十一条第一項又は第二項の規定の適用がある場合を除くほか、百分の七とする。

(電気ガス税の徴収の方法)

第九十九条 電気ガス税は、電気事業者又はガス事業者が料金を徴収しないで他人に電気又はガスを使用させる場合、自家発電者がその自家発電に係る電気を電気事業者でない者に使用させる場合、電気事業者若しくはガス事業者又は自家発電者がその発電又は製造に係る電気若しくはガスを自ら使用する場合及び法第四百八十九条第十項の規定の適用を受ける学校教育法第一条及び第九十八条第一項の学校又は令第五十四条の六に規定する学術研究機関において電気又はガスを使用する場合における電気又はガスについては、普通徴収の方法によつて徴収する。

2 前項の規定による場合を除くほか、電気ガス税は、特別徴収の方法によつて徴収する。

(電気ガス税の特別徴収の手続)

第百零九条 電気ガス税の特別徴収義務者は、電気事業者又はガス事業者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、その供給する電気又はガスの使用者の納付すべき電気ガス税を徴収しなければならない。

3 第一項の特別徴収義務者は、毎月二十五日までに前月一日から同月末日までに徴収すべき電気ガス税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

第百一条 削除

(電気ガス税に係る不足金額等の納入等の手続)

第百二条 電気ガス税の特別徴収義務者は、法第四百九十七条、第四百九十八条又は第四百九十九条の規定に基く納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

(電気ガス税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第百三条 電気ガス税の特別徴収義務者は、毎日二十日までに、前

月において料金を算定した電気又はガスに関し、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 電気の使用量又はガスの使用者の数

二 種類ごとに区分した電気又はガスの料金の総額及びその税額

三 電気の使用量又はガスの使用者であつて、電気ガス税を課せられない者の数

四 電気の使用量であつて、法附則第三十一条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者の数

五 その他町長において必要と認める事項

2 前項の帳簿は、その記載の日から一年間これを保存しなければならない。

(電気ガス税の特別徴収義務者に係る帳簿記載等の義務違反に関する罪)

第百四条 前条第一項の規定によつて帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第二項の規定によつて保存すべき帳簿を一年間保存しなかつた場合においては、その者に対し三万円以下の罰金を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合

〔鳥中文〕

においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

(普通徴収に係る電気ガス税の納期等)

第百五条 普通徴収に係る電気ガス税については、前月中において使用した電気又はガス(法第四百八十九条第十項の規定の適用を受ける者)に対して課する電気ガス税にあつては、前月中に支払つた若しくは支払うべき電気料金又はガス料金に係る分)に對するものを毎月一日から二十五日までに納期として、これを徴収する。

2 町長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

第百六条 削除

(電気ガス税に関する申告の義務)

第百七条 普通徴収に係る電気ガス税の納税義務者は、毎月十日までに次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。

一 主たる事業所又は学校若しくは学術研究機関の所在地及び名称

二 電気又はガスの使用場所

三 電気又はガスの使用場所ごとに区分した前月中の使用量(学

〔鳥中文〕

術又は学術研究機関にあつては前月中に支払つた若しくは支払うべき電気料金又はガス料金に係る分)及びこれに対する料金相当額又は料金

(電気ガス税の不申告に関する過料)

第百八条 電気ガス税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状に因り、町長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第百九条 削除

(電気ガス税の非課税区分の明細書の提出)

第百十条 法第四百八十九条第一項から第三項まで及び第六項から第十四項までの規定の適用を受ける電気又はガスの使用者は、前月中に使用した電気又はガス(同条第十項の規定の適用を受ける者が使用する電気又はガスにあつては、前月中に支払つた若しくは支払うべき電気料金又はガス料金に係る分)の使用場所ごとの使用量及びこれに対する料金相当額又は料金を電気ガス税の課税部分と非課税部分とに区分した明細書を、毎月十日までに、町長に提出しなければならない。

(電気ガス税の税率区分の明細書の提出)

第百十條の二 法附則第三十一條第一項又は第二項の規定の適用を受けるべき電気の使用者は、前月中に使用した電気(特別徴収に係る者については、前月中に支払つた又は支払うべき料金に係る分)の使用場所ごとの使用量及びこれに対する料金相当額又は料金を同項に規定する税率の適用を受ける部分と法第四百九十條に規定する税率の適用を受ける部分とに区分した明細書を、毎月十日までに、町長に提出しなければならない。

第六節 鉱産税

(鉱産税の納税義務者等)

第百十一條 鉱産税は、鉱物の掘採の事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課する。

(鉱産税の税率)

第百十二條 鉱産税の税率は百分の一とする。
イキル
本条は、鉱物の掘採の事業の作業場において次条に定める期間内に掘採された鉱物の価格の合計額を十平方メートルある場合は、当該期間に係る鉱産税の税率は、百分の〇・七とする。

(鉱産税の申告納付等)

第百十三條 鉱産税の納税者は、毎月十五日から同月末日までに、前月一日から同月末日までの期間内において掘採した鉱物につ

〔鳥中X〕

て、その課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を町長に提出し、及びその申告した税金を納付書によつて納付しなければならない。

(鉱産税の納税管理人)

第百十四條 鉱産税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、町内において独立の生計を営む者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に納税管理人申告書を町長に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から十日を経過した日とする。

(鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第百十五條 鉱産税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告しなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状に因り、町長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第百十六條 削除

第百十七條 削除

(鉱産税の不足税額等の納付手続)

第百十八條 鉱産税の納税者は、法第五百三十四條、第五百三十六條又は第五百三十七條の規定に基づく納付の告知を受けた場合において、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

第七節 木材引取税

(木材引取税の納税義務者等)

第百十九條 木材引取税は、素材の引取に対し、価格(山元における価格をいう。)を課税標準として立木の伐採後の最初の引取者に課する。

2 立木の伐採後三月以内にその素材について引取者がいない場合においては、立木の伐採をもつて素材の引取と、立木の所有者をもつて素材の引取者とみなして前項の規定を適用する。この場合における木材引取税の課税標準とすべき価格は、立木の所有者が素材の引取者とみなされた時におけるその素材の価格(山元における価格をいう。)とする。

(木材引取税の税率)

第百二十條 木材引取税の税率は、百分の二とする。

(木材引取税の徴収の方法)

第六編 財務 (税条例)

第百二十一條 木材引取税は、第百十九條第二項の場合において申告納付の方法によるほか、特別徴収の方法によつて徴収する。

〔鳥中X〕

(木材引取税の特別徴収の手続)

第百二十二條 木材引取税の特別徴収義務者は、立木の所有者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、その所有する立木に係る素材の引取者の納付すべき木材引取税を徴収しなければならない。

3 第一項の特別徴収義務者は、毎月七日までに、前月一日から同月末日までに徴収すべき木材引取税に係る素材の種類、等級、容積、引取者数及び価格並びに税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

第百二十三條 第百十九條第二項の規定によつて木材引取税を申告

納付すべき者は、毎月七日までに、前月中において申告納付すべきこととなつた木材引取税に係る素材について、その種類、等級、容積及び価格並びにその素材に係る木材引取税額その他必要な事項を記載した申告書を町長に提出し、及びその申告した税金を納付書によつて納付しなければならない。

(木材引取税の納税管理人)

第百二十四條 木材引取税の特別徴収義務者は又は申告すべき納税

義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、町内において独立の生計を営む者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に納税管理人申告書を町長に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その申告の期限は、その異動を生じた日から十日を経過した日とする。

(木材引取税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二百二十五条 木材引取税の特別徴収義務者又は申告納付すべき納税義務者が前条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においてはその者に對し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第二百二十六条 削除

第二百二十七条 削除

(木材引取税に係る不足金額等の納入等の手続)

第二百二十八条 木材引取税の特別徴収義務者又は申告納付に係る納税者は、法第五百六十五条、第五百六十七条又は第五百六十八条

の規定による納付又は納入の告知を受けた場合において当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに、納入書によつて納入し、又は納付書によつて納付しなければならない。

(木材引取税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第二百二十九条 木材引取税の特別徴収義務者は、素材の引取が行なわれる都度引取者の住所及び氏名、素材の種類、等級、容積及び価格並びにその素材に係る木材引取税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から一年間これを保存しなければならない。

(木材引取税の特別徴収義務者に係る帳簿記載等の義務違反に関する罪)

第二百三十条 前条第一項の規定によつて帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第二項の規定によつて保存すべき帳簿を一年間保存しなかつた場合においては、その者に対し三万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合

〔鳥中文〕

においては、その行為者を罪するほか、その法人又は人に対し同項の罰金刑を科する。

第三章 目的税

第一節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第三百一十一条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に對し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第三百一十二条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

一 年令十二歳未満の者

二 共同浴場又は公衆浴場に入湯する者

(入湯税の税率)

第三百一十三条 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、二十円とする。**ただし、湯治する入湯客に於ては一人一日として十円とする。**

〔鳥中文〕

第三百一十四条 入湯税は、特別徴収の方法によつて徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第三百一十五条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付

〔鳥中文〕

すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第一項の特別徴収義務者は、毎月十五日までに、前月一日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びこの納入金を納入書によつて納入しなければならない。

第三百三十六条 削除

第三百三十七条 削除

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第三百三十八条 入湯税の特別徴収義務者は、法第七百一条の十、第七百一条の十二又は第七百一条の十三の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第三百三十九条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に変動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

一 住所及び氏名又は名称

二 鉱泉浴場施設の所在地

三 前各号に掲げるものを除くほか、町長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第四百四十条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から一年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第四百四十一条 前条第一項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第二項の規定によつて保存すべき帳簿を一年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(三朝町税条例の廃止)

2 三朝町税条例(昭和二十二年三朝町条例第一二号)は、廃止する。

(経過措置)

3 昭和四十四年度分以前の町税(町民税の法人税割にあつては昭和四十五年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前に分)については、なお、従前の例による。

(個人の町民税の配当控除)

4 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第五条第二項に規定する配当所得(利息の配当を除く)があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三十四条の三から第三十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(宅地等)に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

5 宅地等に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ同

(鳥中文)

(鳥中文)

表の上欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)をこえる場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

| 上 昇 率 | 負 担 調 整 率 |
|-----------------|-----------|
| 三 倍 未 満 | 一・一 |
| 三 倍 以 上 八 倍 未 満 | 一・二 |
| 八 倍 以 上 | 一・三 |

(農地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

6 農地に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当分の間、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額をその当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)をこえる場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

7 附則第五項及び第八項の「宅地等」とは法附則第十七条第二号に、附則第五項及び第八項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは法附則第十八条第十項から第七項まで及び法附則第二十二

8 附則第五項又は第六項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第六十三条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第五項の規定の適用を受ける宅地等についてはその前年度分の固定資産税の課税標準額と同項の規定により当該宅地等の宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額によるものとし、附則第六項の規定の適用を受ける農地については、その昭和三十八年度分の課税標準額によるものとする。

(罰則についての経過措置)

9 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

| 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 | | 税 額 | | 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 | | 税 額 | |
|--------------------------|---------|---------------|-----|--------------------------|---------|---------------|-----|
| 以 上 | 未 満 | (円)の(%)に対する割合 | | 以 上 | 未 満 | (円)の(%)に対する割合 | |
| 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | % |
| 64,000 | 65,000 | 1,920 | 3.0 | 131,000 | 133,000 | 3,930 | 3.0 |
| 65,000 | 67,000 | 1,950 | 3.0 | 133,000 | 135,000 | 3,990 | 3.0 |
| 67,000 | 69,000 | 2,010 | 3.0 | 135,000 | 137,000 | 4,050 | 3.0 |
| 69,000 | 71,000 | 2,070 | 3.0 | 137,000 | 139,000 | 4,110 | 3.0 |
| 71,000 | 73,000 | 2,130 | 3.0 | 139,000 | 141,000 | 4,170 | 3.0 |
| 73,000 | 75,000 | 2,190 | 3.0 | 141,000 | 143,000 | 4,230 | 3.0 |
| 75,000 | 77,000 | 2,250 | 3.0 | 143,000 | 145,000 | 4,290 | 3.0 |
| 77,000 | 79,000 | 2,310 | 3.0 | 145,000 | 147,000 | 4,350 | 3.0 |
| 79,000 | 81,000 | 2,370 | 3.0 | 147,000 | 149,000 | 4,410 | 3.0 |
| 81,000 | 83,000 | 2,430 | 3.0 | 149,000 | 151,000 | 4,470 | 3.0 |
| 83,000 | 85,000 | 2,490 | 3.0 | 151,000 | 153,000 | 4,540 | 3.0 |
| 85,000 | 87,000 | 2,550 | 3.0 | 153,000 | 155,000 | 4,630 | 3.0 |
| 87,000 | 89,000 | 2,610 | 3.0 | 155,000 | 157,000 | 4,720 | 3.0 |
| 89,000 | 91,000 | 2,670 | 3.0 | 157,000 | 159,000 | 4,810 | 3.0 |
| 91,000 | 93,000 | 2,730 | 3.0 | 159,000 | 161,000 | 4,900 | 3.0 |
| 93,000 | 95,000 | 2,790 | 3.0 | 161,000 | 163,000 | 4,990 | 3.0 |
| 95,000 | 97,000 | 2,850 | 3.0 | 163,000 | 165,000 | 5,080 | 3.1 |
| 97,000 | 99,000 | 2,910 | 3.0 | 165,000 | 167,000 | 5,170 | 3.1 |
| 99,000 | 101,000 | 2,970 | 3.0 | 167,000 | 169,000 | 5,260 | 3.1 |
| 101,000 | 103,000 | 3,030 | 3.0 | 169,000 | 171,000 | 5,350 | 3.1 |
| 103,000 | 105,000 | 3,090 | 3.0 | 171,000 | 173,000 | 5,440 | 3.1 |
| 105,000 | 107,000 | 3,150 | 3.0 | 173,000 | 175,000 | 5,530 | 3.1 |
| 107,000 | 109,000 | 3,210 | 3.0 | 175,000 | 177,000 | 5,620 | 3.2 |
| 109,000 | 111,000 | 3,270 | 3.0 | 177,000 | 179,000 | 5,710 | 3.2 |
| 111,000 | 113,000 | 3,330 | 3.0 | 179,000 | 181,000 | 5,800 | 3.2 |
| 113,000 | 115,000 | 3,390 | 3.0 | 181,000 | 183,000 | 5,890 | 3.2 |
| 115,000 | 117,000 | 3,450 | 3.0 | 183,000 | 185,000 | 5,980 | 3.2 |
| 117,000 | 119,000 | 3,510 | 3.0 | 185,000 | 187,000 | 6,070 | 3.2 |
| 119,000 | 121,000 | 3,570 | 3.0 | 187,000 | 189,000 | 6,160 | 3.2 |
| 121,000 | 123,000 | 3,630 | 3.0 | 189,000 | 191,000 | 6,250 | 3.3 |
| 123,000 | 125,000 | 3,690 | 3.0 | 191,000 | 193,000 | 6,340 | 3.3 |
| 125,000 | 127,000 | 3,750 | 3.0 | 193,000 | 195,000 | 6,430 | 3.3 |
| 127,000 | 129,000 | 3,810 | 3.0 | 195,000 | 198,000 | 6,520 | 3.3 |
| 129,000 | 131,000 | 3,870 | 3.0 | 198,000 | 201,000 | 6,660 | 3.3 |

鳥 居 文 三

別表第一

町民税の簡易税額表

| 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 | | 税 額 | | 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 | | 税 額 | |
|--------------------------|--------|---------------|-----|--------------------------|--------|---------------|-----|
| 以 上 | 未 満 | (円)の(%)に対する割合 | | 以 上 | 未 満 | (円)の(%)に対する割合 | |
| 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | % |
| 1,000 | 未 満 | 0 | 0 | 32,000 | 33,000 | 960 | 3.0 |
| 1,000 | 2,000 | 30 | 3.0 | 33,000 | 34,000 | 990 | 3.0 |
| 2,000 | 3,000 | 60 | 3.0 | 34,000 | 35,000 | 1,020 | 3.0 |
| 3,000 | 4,000 | 90 | 3.0 | 35,000 | 36,000 | 1,050 | 3.0 |
| 4,000 | 5,000 | 120 | 3.0 | 36,000 | 37,000 | 1,080 | 3.0 |
| 5,000 | 6,000 | 150 | 3.0 | 37,000 | 38,000 | 1,110 | 3.0 |
| 6,000 | 7,000 | 180 | 3.0 | 38,000 | 39,000 | 1,140 | 3.0 |
| 7,000 | 8,000 | 210 | 3.0 | 39,000 | 40,000 | 1,170 | 3.0 |
| 8,000 | 9,000 | 240 | 3.0 | 40,000 | 41,000 | 1,200 | 3.0 |
| 9,000 | 10,000 | 270 | 3.0 | 41,000 | 42,000 | 1,230 | 3.0 |
| 10,000 | 11,000 | 300 | 3.0 | 42,000 | 43,000 | 1,260 | 3.0 |
| 11,000 | 12,000 | 330 | 3.0 | 43,000 | 44,000 | 1,290 | 3.0 |
| 12,000 | 13,000 | 360 | 3.0 | 44,000 | 45,000 | 1,320 | 3.0 |
| 13,000 | 14,000 | 390 | 3.0 | 45,000 | 46,000 | 1,350 | 3.0 |
| 14,000 | 15,000 | 420 | 3.0 | 46,000 | 47,000 | 1,380 | 3.0 |
| 15,000 | 16,000 | 450 | 3.0 | 47,000 | 48,000 | 1,410 | 3.0 |
| 16,000 | 17,000 | 480 | 3.0 | 48,000 | 49,000 | 1,440 | 3.0 |
| 17,000 | 18,000 | 510 | 3.0 | 49,000 | 50,000 | 1,470 | 3.0 |
| 18,000 | 19,000 | 540 | 3.0 | 50,000 | 51,000 | 1,500 | 3.0 |
| 19,000 | 20,000 | 570 | 3.0 | 51,000 | 52,000 | 1,530 | 3.0 |
| 20,000 | 21,000 | 600 | 3.0 | 52,000 | 53,000 | 1,560 | 3.0 |
| 21,000 | 22,000 | 630 | 3.0 | 53,000 | 54,000 | 1,590 | 3.0 |
| 22,000 | 23,000 | 660 | 3.0 | 54,000 | 55,000 | 1,620 | 3.0 |
| 23,000 | 24,000 | 690 | 3.0 | 55,000 | 56,000 | 1,650 | 3.0 |
| 24,000 | 25,000 | 720 | 3.0 | 56,000 | 57,000 | 1,680 | 3.0 |
| 25,000 | 26,000 | 750 | 3.0 | 57,000 | 58,000 | 1,710 | 3.0 |
| 26,000 | 27,000 | 780 | 3.0 | 58,000 | 59,000 | 1,740 | 3.0 |
| 27,000 | 28,000 | 810 | 3.0 | 59,000 | 60,000 | 1,770 | 3.0 |
| 28,000 | 29,000 | 840 | 3.0 | 60,000 | 61,000 | 1,800 | 3.0 |
| 29,000 | 30,000 | 870 | 3.0 | 61,000 | 62,000 | 1,830 | 3.0 |
| 30,000 | 31,000 | 900 | 3.0 | 62,000 | 63,000 | 1,860 | 3.0 |
| 31,000 | 32,000 | 930 | 3.0 | 63,000 | 64,000 | 1,890 | 3.0 |

鳥 居 文 三

| 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) | | 税 額 (ロ) | (ロ)の(イ)に対する割合 (%) | 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) | | 税 額 (ロ) | (ロ)の(イ)に対する割合 (%) |
|------------------------------|---------|---------|-------------------|------------------------------|---------|---------|-------------------|
| 以 上 | 未 満 | | | 以 上 | 未 満 | | |
| 410,000 | 414,000 | 16,350 | 3.9 | 546,000 | 550,000 | 24,510 | 4.4 |
| 414,000 | 418,000 | 16,590 | 4.0 | 550,000 | 554,000 | 24,750 | 4.5 |
| 418,000 | 422,000 | 16,830 | 4.0 | 554,000 | 558,000 | 24,990 | 4.5 |
| 422,000 | 426,000 | 17,070 | 4.0 | 558,000 | 562,000 | 25,230 | 4.5 |
| 426,000 | 430,000 | 17,310 | 4.0 | 562,000 | 566,000 | 25,470 | 4.5 |
| 430,000 | 434,000 | 17,550 | 4.0 | 566,000 | 570,000 | 25,710 | 4.5 |
| 434,000 | 438,000 | 17,790 | 4.0 | 570,000 | 574,000 | 25,950 | 4.5 |
| 438,000 | 442,000 | 18,030 | 4.1 | 574,000 | 578,000 | 26,190 | 4.5 |
| 442,000 | 446,000 | 18,270 | 4.1 | 578,000 | 582,000 | 26,430 | 4.5 |
| 446,000 | 450,000 | 18,510 | 4.1 | 582,000 | 586,000 | 26,670 | 4.5 |
| 450,000 | 454,000 | 18,750 | 4.1 | 586,000 | 590,000 | 26,910 | 4.5 |
| 454,000 | 458,000 | 18,990 | 4.1 | 590,000 | 594,000 | 27,150 | 4.6 |
| 458,000 | 462,000 | 19,230 | 4.1 | 594,000 | 598,000 | 27,390 | 4.6 |
| 462,000 | 466,000 | 19,470 | 4.2 | 598,000 | 602,000 | 27,630 | 4.6 |
| 466,000 | 470,000 | 19,710 | 4.2 | 602,000 | 606,000 | 27,870 | 4.6 |
| 470,000 | 474,000 | 19,950 | 4.2 | 606,000 | 610,000 | 28,110 | 4.6 |
| 474,000 | 478,000 | 20,190 | 4.2 | 610,000 | 614,000 | 28,350 | 4.6 |
| 478,000 | 482,000 | 20,430 | 4.2 | 614,000 | 618,000 | 28,590 | 4.6 |
| 482,000 | 486,000 | 20,670 | 4.2 | 618,000 | 622,000 | 28,830 | 4.6 |
| 486,000 | 490,000 | 20,910 | 4.3 | 622,000 | 626,000 | 29,070 | 4.6 |
| 490,000 | 494,000 | 21,150 | 4.3 | 626,000 | 630,000 | 29,310 | 4.6 |
| 494,000 | 498,000 | 21,390 | 4.3 | 630,000 | 634,000 | 29,550 | 4.6 |
| 498,000 | 502,000 | 21,630 | 4.3 | 634,000 | 638,000 | 29,790 | 4.6 |
| 502,000 | 506,000 | 21,870 | 4.3 | 638,000 | 642,000 | 30,030 | 4.7 |
| 506,000 | 510,000 | 22,110 | 4.3 | 642,000 | 646,000 | 30,270 | 4.7 |
| 510,000 | 514,000 | 22,350 | 4.3 | 646,000 | 650,000 | 30,510 | 4.7 |
| 514,000 | 518,000 | 22,590 | 4.3 | 650,000 | 655,000 | 30,750 | 4.7 |
| 518,000 | 522,000 | 22,830 | 4.4 | 655,000 | 660,000 | 31,050 | 4.7 |
| 522,000 | 526,000 | 23,070 | 4.4 | 660,000 | 665,000 | 31,350 | 4.7 |
| 526,000 | 530,000 | 23,310 | 4.4 | 665,000 | 670,000 | 31,650 | 4.7 |
| 530,000 | 534,000 | 23,550 | 4.4 | 670,000 | 675,000 | 31,950 | 4.7 |
| 534,000 | 538,000 | 23,790 | 4.4 | 675,000 | 680,000 | 32,250 | 4.7 |
| 538,000 | 542,000 | 24,030 | 4.4 | 680,000 | 685,000 | 32,550 | 4.7 |
| 542,000 | 546,000 | 24,270 | 4.4 | 685,000 | 690,000 | 32,850 | 4.7 |

[鳥中五]

| 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) | | 税 額 (ロ) | (ロ)の(イ)に対する割合 (%) | 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) | | 税 額 (ロ) | (ロ)の(イ)に対する割合 (%) |
|------------------------------|---------|---------|-------------------|------------------------------|---------|---------|-------------------|
| 以 上 | 未 満 | | | 以 上 | 未 満 | | |
| 201,000 | 204,000 | 6,790 | 3.3 | 303,000 | 306,000 | 11,380 | 3.7 |
| 204,000 | 207,000 | 6,930 | 3.3 | 306,000 | 309,000 | 11,520 | 3.7 |
| 207,000 | 210,000 | 7,060 | 3.4 | 309,000 | 312,000 | 11,650 | 3.7 |
| 210,000 | 213,000 | 7,200 | 3.4 | 312,000 | 315,000 | 11,790 | 3.7 |
| 213,000 | 216,000 | 7,330 | 3.4 | 315,000 | 318,000 | 11,920 | 3.7 |
| 216,000 | 219,000 | 7,470 | 3.4 | 318,000 | 321,000 | 12,060 | 3.7 |
| 219,000 | 222,000 | 7,600 | 3.4 | 321,000 | 324,000 | 12,190 | 3.7 |
| 222,000 | 225,000 | 7,740 | 3.4 | 324,000 | 327,000 | 12,330 | 3.8 |
| 225,000 | 228,000 | 7,870 | 3.4 | 327,000 | 330,000 | 12,460 | 3.8 |
| 228,000 | 231,000 | 8,010 | 3.5 | 330,000 | 333,000 | 12,600 | 3.8 |
| 231,000 | 234,000 | 8,140 | 3.5 | 333,000 | 336,000 | 12,730 | 3.8 |
| 234,000 | 237,000 | 8,280 | 3.5 | 336,000 | 339,000 | 12,870 | 3.8 |
| 237,000 | 240,000 | 8,410 | 3.5 | 339,000 | 342,000 | 13,000 | 3.8 |
| 240,000 | 243,000 | 8,550 | 3.5 | 342,000 | 345,000 | 13,140 | 3.8 |
| 243,000 | 246,000 | 8,680 | 3.5 | 345,000 | 348,000 | 13,270 | 3.8 |
| 246,000 | 249,000 | 8,820 | 3.5 | 348,000 | 351,000 | 13,410 | 3.8 |
| 249,000 | 252,000 | 8,950 | 3.5 | 351,000 | 354,000 | 13,540 | 3.8 |
| 252,000 | 255,000 | 9,090 | 3.6 | 354,000 | 357,000 | 13,680 | 3.8 |
| 255,000 | 258,000 | 9,220 | 3.6 | 357,000 | 360,000 | 13,810 | 3.8 |
| 258,000 | 261,000 | 9,360 | 3.6 | 360,000 | 363,000 | 13,950 | 3.8 |
| 261,000 | 264,000 | 9,490 | 3.6 | 363,000 | 366,000 | 14,080 | 3.8 |
| 264,000 | 267,000 | 9,630 | 3.6 | 366,000 | 369,000 | 14,220 | 3.8 |
| 267,000 | 270,000 | 9,760 | 3.6 | 369,000 | 372,000 | 14,350 | 3.8 |
| 270,000 | 273,000 | 9,900 | 3.6 | 372,000 | 375,000 | 14,490 | 3.8 |
| 273,000 | 276,000 | 10,030 | 3.6 | 375,000 | 378,000 | 14,620 | 3.8 |
| 276,000 | 279,000 | 10,170 | 3.6 | 378,000 | 381,000 | 14,760 | 3.9 |
| 279,000 | 282,000 | 10,300 | 3.6 | 381,000 | 384,000 | 14,890 | 3.9 |
| 282,000 | 285,000 | 10,440 | 3.7 | 384,000 | 387,000 | 15,030 | 3.9 |
| 285,000 | 288,000 | 10,570 | 3.7 | 387,000 | 390,000 | 15,160 | 3.9 |
| 288,000 | 291,000 | 10,710 | 3.7 | 390,000 | 394,000 | 15,300 | 3.9 |
| 291,000 | 294,000 | 10,840 | 3.7 | 394,000 | 398,000 | 15,480 | 3.9 |
| 294,000 | 297,000 | 10,980 | 3.7 | 398,000 | 402,000 | 15,660 | 3.9 |
| 297,000 | 300,000 | 11,110 | 3.7 | 402,000 | 406,000 | 15,870 | 3.9 |
| 300,000 | 303,000 | 11,250 | 3.7 | 406,000 | 410,000 | 16,110 | 3.9 |

[鳥中五]

別表第二

山林所得に対する町民税の簡易税額表

| 課税山林所得金額 | | 税 額 | 課税山林所得金額 | | 税 額 |
|----------|--------|-----|----------|--------|-------|
| 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | |
| 1,000 | 未 満 | 0 | 33,000 | 34,000 | 990 |
| 1,000 | 2,000 | 30 | 34,000 | 35,000 | 1,020 |
| 2,000 | 3,000 | 60 | 35,000 | 36,000 | 1,050 |
| 3,000 | 4,000 | 90 | 36,000 | 37,000 | 1,080 |
| 4,000 | 5,000 | 120 | 37,000 | 38,000 | 1,110 |
| 5,000 | 6,000 | 150 | 38,000 | 39,000 | 1,140 |
| 6,000 | 7,000 | 180 | 39,000 | 40,000 | 1,170 |
| 7,000 | 8,000 | 210 | 40,000 | 41,000 | 1,200 |
| 8,000 | 9,000 | 240 | 41,000 | 42,000 | 1,230 |
| 9,000 | 10,000 | 270 | 42,000 | 43,000 | 1,260 |
| 10,000 | 11,000 | 300 | 43,000 | 44,000 | 1,290 |
| 11,000 | 12,000 | 330 | 44,000 | 45,000 | 1,320 |
| 12,000 | 13,000 | 360 | 45,000 | 46,000 | 1,350 |
| 13,000 | 14,000 | 390 | 46,000 | 47,000 | 1,380 |
| 14,000 | 15,000 | 420 | 47,000 | 48,000 | 1,410 |
| 15,000 | 16,000 | 450 | 48,000 | 49,000 | 1,440 |
| 16,000 | 17,000 | 480 | 49,000 | 50,000 | 1,470 |
| 17,000 | 18,000 | 510 | 50,000 | 51,000 | 1,500 |
| 18,000 | 19,000 | 540 | 51,000 | 52,000 | 1,530 |
| 19,000 | 20,000 | 570 | 52,000 | 53,000 | 1,560 |
| 20,000 | 21,000 | 600 | 53,000 | 54,000 | 1,590 |
| 21,000 | 22,000 | 630 | 54,000 | 55,000 | 1,620 |
| 22,000 | 23,000 | 660 | 55,000 | 56,000 | 1,650 |
| 23,000 | 24,000 | 690 | 56,000 | 57,000 | 1,680 |
| 24,000 | 25,000 | 720 | 57,000 | 58,000 | 1,710 |
| 25,000 | 26,000 | 750 | 58,000 | 59,000 | 1,740 |
| 26,000 | 27,000 | 780 | 59,000 | 60,000 | 1,770 |
| 27,000 | 28,000 | 810 | 60,000 | 61,000 | 1,800 |
| 28,000 | 29,000 | 840 | 61,000 | 62,000 | 1,830 |
| 29,000 | 30,000 | 870 | 62,000 | 63,000 | 1,860 |
| 30,000 | 31,000 | 900 | 63,000 | 64,000 | 1,890 |
| 31,000 | 32,000 | 930 | 64,000 | 65,000 | 1,920 |
| 32,000 | 33,000 | 960 | 65,000 | 67,000 | 1,950 |

(鳥中文)

| 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 | | 税 額 | (ロ)の(イ)に対する割合 | 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 | | 税 額 | (ロ)の(イ)に対する割合 |
|--------------------------|---------|--------|---------------|--------------------------|-----------|--------|---------------|
| 以 上 | 未 満 | | | 以 上 | 未 満 | | |
| 690,000 | 695,000 | 33,150 | 4.8 | 850,000 | 855,000 | 45,000 | 5.2 |
| 695,000 | 700,000 | 33,450 | 4.8 | 855,000 | 860,000 | 45,370 | 5.3 |
| 700,000 | 705,000 | 33,750 | 4.8 | 860,000 | 865,000 | 45,750 | 5.3 |
| 705,000 | 710,000 | 34,120 | 4.8 | 865,000 | 870,000 | 46,120 | 5.3 |
| 710,000 | 715,000 | 34,500 | 4.8 | 870,000 | 875,000 | 46,500 | 5.3 |
| 715,000 | 720,000 | 34,870 | 4.8 | 875,000 | 880,000 | 46,870 | 5.3 |
| 720,000 | 725,000 | 35,250 | 4.8 | 880,000 | 885,000 | 47,250 | 5.3 |
| 725,000 | 730,000 | 35,620 | 4.9 | 885,000 | 890,000 | 47,620 | 5.3 |
| 730,000 | 735,000 | 36,000 | 4.9 | 890,000 | 895,000 | 48,000 | 5.3 |
| 735,000 | 740,000 | 36,370 | 4.9 | 895,000 | 900,000 | 48,370 | 5.4 |
| 740,000 | 745,000 | 36,750 | 4.9 | 900,000 | 905,000 | 48,750 | 5.4 |
| 745,000 | 750,000 | 37,120 | 4.9 | 905,000 | 910,000 | 49,120 | 5.4 |
| 750,000 | 755,000 | 37,500 | 5.0 | 910,000 | 915,000 | 49,500 | 5.4 |
| 755,000 | 760,000 | 37,870 | 5.0 | 915,000 | 920,000 | 49,870 | 5.4 |
| 760,000 | 765,000 | 38,250 | 5.0 | 920,000 | 925,000 | 50,250 | 5.4 |
| 765,000 | 770,000 | 38,620 | 5.0 | 925,000 | 930,000 | 50,620 | 5.4 |
| 770,000 | 775,000 | 39,000 | 5.0 | 930,000 | 935,000 | 51,000 | 5.4 |
| 775,000 | 780,000 | 39,370 | 5.0 | 935,000 | 940,000 | 51,370 | 5.4 |
| 780,000 | 785,000 | 39,750 | 5.0 | 940,000 | 945,000 | 51,750 | 5.5 |
| 785,000 | 790,000 | 40,120 | 5.1 | 945,000 | 950,000 | 52,120 | 5.5 |
| 790,000 | 795,000 | 40,500 | 5.1 | 950,000 | 955,000 | 52,500 | 5.5 |
| 795,000 | 800,000 | 40,870 | 5.1 | 955,000 | 960,000 | 52,870 | 5.5 |
| 800,000 | 805,000 | 41,250 | 5.1 | 960,000 | 965,000 | 53,250 | 5.5 |
| 805,000 | 810,000 | 41,620 | 5.1 | 965,000 | 970,000 | 53,620 | 5.5 |
| 810,000 | 815,000 | 42,000 | 5.1 | 970,000 | 975,000 | 54,000 | 5.5 |
| 815,000 | 820,000 | 42,370 | 5.1 | 975,000 | 980,000 | 54,370 | 5.5 |
| 820,000 | 825,000 | 42,750 | 5.2 | 980,000 | 985,000 | 54,750 | 5.5 |
| 825,000 | 830,000 | 43,120 | 5.2 | 985,000 | 990,000 | 55,120 | 5.5 |
| 830,000 | 835,000 | 43,500 | 5.2 | 990,000 | 995,000 | 55,500 | 5.6 |
| 835,000 | 840,000 | 43,870 | 5.2 | 995,000 | 1,000,000 | 55,870 | 5.6 |
| 840,000 | 845,000 | 44,250 | 5.2 | 1,000,000 円 | | 56,250 | 5.6 |
| 845,000 | 850,000 | 44,620 | 5.2 | | | | |

(鳥中文)

| 課稅山林所得金額 | | 稅 額 | 課稅山林所得金額 | | 稅 額 |
|----------|---------|-------|----------|---------|--------|
| 以 上 | 未 滿 | | 以 上 | 未 滿 | |
| 213,000 | 216,000 | 6,390 | 318,000 | 321,000 | 9,540 |
| 216,000 | 219,000 | 6,480 | 321,000 | 324,000 | 9,630 |
| 219,000 | 222,000 | 6,570 | 324,000 | 327,000 | 9,720 |
| 222,000 | 225,000 | 6,660 | 327,000 | 330,000 | 9,810 |
| 225,000 | 228,000 | 6,750 | 330,000 | 333,000 | 9,900 |
| 228,000 | 231,000 | 6,840 | 333,000 | 336,000 | 9,990 |
| 231,000 | 234,000 | 6,930 | 336,000 | 339,000 | 10,080 |
| 234,000 | 237,000 | 7,020 | 339,000 | 342,000 | 10,170 |
| 237,000 | 240,000 | 7,110 | 342,000 | 345,000 | 10,260 |
| 240,000 | 243,000 | 7,200 | 345,000 | 348,000 | 10,350 |
| 243,000 | 246,000 | 7,290 | 348,000 | 351,000 | 10,440 |
| 246,000 | 249,000 | 7,380 | 351,000 | 354,000 | 10,530 |
| 249,000 | 252,000 | 7,470 | 354,000 | 357,000 | 10,620 |
| 252,000 | 255,000 | 7,560 | 357,000 | 360,000 | 10,710 |
| 255,000 | 258,000 | 7,650 | 360,000 | 363,000 | 10,800 |
| 258,000 | 261,000 | 7,740 | 363,000 | 366,000 | 10,890 |
| 261,000 | 264,000 | 7,830 | 366,000 | 369,000 | 10,980 |
| 264,000 | 267,000 | 7,920 | 369,000 | 372,000 | 11,070 |
| 267,000 | 270,000 | 8,010 | 372,000 | 375,000 | 11,160 |
| 270,000 | 273,000 | 8,100 | 375,000 | 378,000 | 11,250 |
| 273,000 | 276,000 | 8,190 | 378,000 | 381,000 | 11,340 |
| 276,000 | 279,000 | 8,280 | 381,000 | 384,000 | 11,430 |
| 279,000 | 282,000 | 8,370 | 384,000 | 387,000 | 11,520 |
| 282,000 | 285,000 | 8,460 | 387,000 | 390,000 | 11,610 |
| 285,000 | 288,000 | 8,550 | 390,000 | 394,000 | 11,700 |
| 288,000 | 291,000 | 8,640 | 394,000 | 398,000 | 11,820 |
| 291,000 | 294,000 | 8,730 | 398,000 | 402,000 | 11,940 |
| 294,000 | 297,000 | 8,820 | 402,000 | 406,000 | 12,060 |
| 297,000 | 300,000 | 8,910 | 406,000 | 410,000 | 12,180 |
| 300,000 | 303,000 | 9,000 | 410,000 | 414,000 | 12,300 |
| 303,000 | 306,000 | 9,090 | 414,000 | 418,000 | 12,420 |
| 306,000 | 309,000 | 9,180 | 418,000 | 422,000 | 12,540 |
| 309,000 | 312,000 | 9,270 | 422,000 | 426,000 | 12,660 |
| 312,000 | 315,000 | 9,360 | 426,000 | 430,000 | 12,780 |
| 315,000 | 318,000 | 9,450 | 430,000 | 434,000 | 12,900 |

〔農中〕

| 課稅山林所得金額 | | 稅 額 | 課稅山林所得金額 | | 稅 額 |
|----------|---------|-------|----------|---------|-------|
| 以 上 | 未 滿 | | 以 上 | 未 滿 | |
| 67,000 | 69,000 | 2,010 | 137,000 | 139,000 | 4,110 |
| 69,000 | 71,000 | 2,070 | 139,000 | 141,000 | 4,170 |
| 71,000 | 73,000 | 2,130 | 141,000 | 143,000 | 4,230 |
| 73,000 | 75,000 | 2,190 | 143,000 | 145,000 | 4,290 |
| 75,000 | 77,000 | 2,250 | 145,000 | 147,000 | 4,350 |
| 77,000 | 79,000 | 2,310 | 147,000 | 149,000 | 4,410 |
| 79,000 | 81,000 | 2,370 | 149,000 | 151,000 | 4,470 |
| 81,000 | 83,000 | 2,430 | 151,000 | 153,000 | 4,530 |
| 83,000 | 85,000 | 2,490 | 153,000 | 155,000 | 4,590 |
| 85,000 | 87,000 | 2,550 | 155,000 | 157,000 | 4,650 |
| 87,000 | 89,000 | 2,610 | 157,000 | 159,000 | 4,710 |
| 89,000 | 91,000 | 2,670 | 159,000 | 161,000 | 4,770 |
| 91,000 | 93,000 | 2,730 | 161,000 | 163,000 | 4,830 |
| 93,000 | 95,000 | 2,790 | 163,000 | 165,000 | 4,890 |
| 95,000 | 97,000 | 2,850 | 165,000 | 167,000 | 4,950 |
| 97,000 | 99,000 | 2,910 | 167,000 | 169,000 | 5,010 |
| 99,000 | 101,000 | 2,970 | 169,000 | 171,000 | 5,070 |
| 101,000 | 103,000 | 3,030 | 171,000 | 173,000 | 5,130 |
| 103,000 | 105,000 | 3,090 | 173,000 | 175,000 | 5,190 |
| 105,000 | 107,000 | 3,150 | 175,000 | 177,000 | 5,250 |
| 107,000 | 109,000 | 3,210 | 177,000 | 179,000 | 5,310 |
| 109,000 | 111,000 | 3,270 | 179,000 | 181,000 | 5,370 |
| 111,000 | 113,000 | 3,330 | 181,000 | 183,000 | 5,430 |
| 113,000 | 115,000 | 3,390 | 183,000 | 185,000 | 5,490 |
| 115,000 | 117,000 | 3,450 | 185,000 | 187,000 | 5,550 |
| 117,000 | 119,000 | 3,510 | 187,000 | 189,000 | 5,610 |
| 119,000 | 121,000 | 3,570 | 189,000 | 191,000 | 5,670 |
| 121,000 | 123,000 | 3,630 | 191,000 | 193,000 | 5,730 |
| 123,000 | 125,000 | 3,690 | 193,000 | 195,000 | 5,790 |
| 125,000 | 127,000 | 3,750 | 195,000 | 198,000 | 5,850 |
| 127,000 | 129,000 | 3,810 | 198,000 | 201,000 | 5,940 |
| 129,000 | 131,000 | 3,870 | 201,000 | 204,000 | 6,030 |
| 131,000 | 133,000 | 3,930 | 204,000 | 207,000 | 6,120 |
| 133,000 | 135,000 | 3,990 | 207,000 | 210,000 | 6,210 |
| 135,000 | 137,000 | 4,050 | 210,000 | 213,000 | 6,300 |

〔農中〕

| 課税山林所得金額 | | 税 額 | 課税山林所得金額 | | 税 額 |
|----------|---------|--------|-------------|-----------|--------|
| 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | |
| 730,000 | 735,000 | 21,900 | 870,000 | 875,000 | 27,900 |
| 735,000 | 740,000 | 22,050 | 875,000 | 880,000 | 28,120 |
| 740,000 | 745,000 | 22,200 | 880,000 | 885,000 | 28,350 |
| 745,000 | 750,000 | 22,350 | 885,000 | 890,000 | 28,570 |
| 750,000 | 755,000 | 22,500 | 890,000 | 895,000 | 28,800 |
| 755,000 | 760,000 | 22,720 | 895,000 | 900,000 | 29,020 |
| 760,000 | 765,000 | 22,950 | 900,000 | 905,000 | 29,250 |
| 765,000 | 770,000 | 23,170 | 905,000 | 910,000 | 29,470 |
| 770,000 | 775,000 | 23,400 | 910,000 | 915,000 | 29,700 |
| 775,000 | 780,000 | 23,620 | 915,000 | 920,000 | 29,920 |
| 780,000 | 785,000 | 23,850 | 920,000 | 925,000 | 30,150 |
| 785,000 | 790,000 | 24,070 | 925,000 | 930,000 | 30,370 |
| 790,000 | 795,000 | 24,300 | 930,000 | 935,000 | 30,600 |
| 795,000 | 800,000 | 24,520 | 935,000 | 940,000 | 30,820 |
| 800,000 | 805,000 | 24,750 | 940,000 | 945,000 | 31,050 |
| 805,000 | 810,000 | 24,970 | 945,000 | 950,000 | 31,270 |
| 810,000 | 815,000 | 25,200 | 950,000 | 955,000 | 31,500 |
| 815,000 | 820,000 | 25,420 | 955,000 | 960,000 | 31,720 |
| 820,000 | 825,000 | 25,650 | 960,000 | 965,000 | 31,950 |
| 825,000 | 830,000 | 25,870 | 965,000 | 970,000 | 32,170 |
| 830,000 | 835,000 | 26,100 | 970,000 | 975,000 | 32,400 |
| 835,000 | 840,000 | 26,320 | 975,000 | 980,000 | 32,620 |
| 840,000 | 845,000 | 26,550 | 980,000 | 985,000 | 32,850 |
| 845,000 | 850,000 | 26,770 | 985,000 | 990,000 | 33,070 |
| 850,000 | 855,000 | 27,000 | 990,000 | 995,000 | 33,300 |
| 855,000 | 860,000 | 27,220 | 995,000 | 1,000,000 | 33,520 |
| 860,000 | 865,000 | 27,450 | 1,000,000 円 | | 33,750 |
| 865,000 | 870,000 | 27,670 | | | |

| 課税山林所得金額 | | 税 額 | 課税山林所得金額 | | 税 額 |
|----------|---------|--------|----------|---------|--------|
| 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | |
| 434,000 | 438,000 | 13,020 | 574,000 | 578,000 | 17,220 |
| 438,000 | 442,000 | 13,140 | 578,000 | 582,000 | 17,340 |
| 442,000 | 446,000 | 13,260 | 582,000 | 586,000 | 17,460 |
| 446,000 | 450,000 | 13,380 | 586,000 | 590,000 | 17,580 |
| 450,000 | 454,000 | 13,500 | 590,000 | 594,000 | 17,700 |
| 454,000 | 458,000 | 13,620 | 594,000 | 598,000 | 17,820 |
| 458,000 | 462,000 | 13,740 | 598,000 | 602,000 | 17,940 |
| 462,000 | 466,000 | 13,860 | 602,000 | 606,000 | 18,060 |
| 466,000 | 470,000 | 13,980 | 606,000 | 610,000 | 18,180 |
| 470,000 | 474,000 | 14,100 | 610,000 | 614,000 | 18,300 |
| 474,000 | 478,000 | 14,220 | 614,000 | 618,000 | 18,420 |
| 478,000 | 482,000 | 14,340 | 618,000 | 622,000 | 18,540 |
| 482,000 | 486,000 | 14,460 | 622,000 | 626,000 | 18,660 |
| 486,000 | 490,000 | 14,580 | 626,000 | 630,000 | 18,780 |
| 490,000 | 494,000 | 14,700 | 630,000 | 634,000 | 18,900 |
| 494,000 | 498,000 | 14,820 | 634,000 | 638,000 | 19,020 |
| 498,000 | 502,000 | 14,940 | 638,000 | 642,000 | 19,140 |
| 502,000 | 506,000 | 15,060 | 642,000 | 646,000 | 19,260 |
| 506,000 | 510,000 | 15,180 | 646,000 | 650,000 | 19,380 |
| 510,000 | 514,000 | 15,300 | 650,000 | 655,000 | 19,500 |
| 514,000 | 518,000 | 15,420 | 655,000 | 660,000 | 19,650 |
| 518,000 | 522,000 | 15,540 | 660,000 | 665,000 | 19,800 |
| 522,000 | 526,000 | 15,660 | 665,000 | 670,000 | 19,950 |
| 526,000 | 530,000 | 15,780 | 670,000 | 675,000 | 20,100 |
| 530,000 | 534,000 | 15,900 | 675,000 | 680,000 | 20,250 |
| 534,000 | 538,000 | 16,020 | 680,000 | 685,000 | 20,400 |
| 538,000 | 542,000 | 16,140 | 685,000 | 690,000 | 20,550 |
| 542,000 | 546,000 | 16,260 | 690,000 | 695,000 | 20,700 |
| 546,000 | 550,000 | 16,380 | 695,000 | 700,000 | 20,850 |
| 550,000 | 554,000 | 16,500 | 700,000 | 705,000 | 21,000 |
| 554,000 | 558,000 | 16,620 | 705,000 | 710,000 | 21,150 |
| 558,000 | 562,000 | 16,740 | 710,000 | 715,000 | 21,300 |
| 562,000 | 566,000 | 16,860 | 715,000 | 720,000 | 21,450 |
| 566,000 | 570,000 | 16,980 | 720,000 | 725,000 | 21,600 |
| 570,000 | 574,000 | 17,100 | 725,000 | 730,000 | 21,750 |

| 退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額 | | 税 額 | 退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額 | | 税 額 |
|-------------------------|---------|-------|-------------------------|---------|-------|
| 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | |
| 124,000 | 126,000 | 1,110 | 238,000 | 242,000 | 2,140 |
| 126,000 | 128,000 | 1,130 | 242,000 | 246,000 | 2,170 |
| 128,000 | 130,000 | 1,150 | 246,000 | 250,000 | 2,210 |
| 130,000 | 134,000 | 1,170 | 250,000 | 254,000 | 2,250 |
| 134,000 | 138,000 | 1,200 | 254,000 | 258,000 | 2,280 |
| 138,000 | 142,000 | 1,240 | 258,000 | 262,000 | 2,320 |
| 142,000 | 146,000 | 1,270 | 262,000 | 266,000 | 2,350 |
| 146,000 | 150,000 | 1,310 | 266,000 | 270,000 | 2,390 |
| 150,000 | 154,000 | 1,350 | 270,000 | 274,000 | 2,430 |
| 154,000 | 158,000 | 1,380 | 274,000 | 278,000 | 2,460 |
| 158,000 | 162,000 | 1,420 | 278,000 | 282,000 | 2,500 |
| 162,000 | 166,000 | 1,450 | 282,000 | 286,000 | 2,530 |
| 166,000 | 170,000 | 1,490 | 286,000 | 290,000 | 2,570 |
| 170,000 | 174,000 | 1,530 | 290,000 | 294,000 | 2,610 |
| 174,000 | 178,000 | 1,560 | 294,000 | 298,000 | 2,640 |
| 178,000 | 182,000 | 1,600 | 298,000 | 302,000 | 2,680 |
| 182,000 | 186,000 | 1,630 | 302,000 | 306,000 | 2,720 |
| 186,000 | 190,000 | 1,670 | 306,000 | 310,000 | 2,780 |
| 190,000 | 194,000 | 1,710 | 310,000 | 314,000 | 2,830 |
| 194,000 | 198,000 | 1,740 | 314,000 | 318,000 | 2,880 |
| 198,000 | 202,000 | 1,780 | 318,000 | 322,000 | 2,940 |
| 202,000 | 206,000 | 1,810 | 322,000 | 326,000 | 2,990 |
| 206,000 | 210,000 | 1,850 | 326,000 | 330,000 | 3,050 |
| 210,000 | 214,000 | 1,890 | 330,000 | 334,000 | 3,100 |
| 214,000 | 218,000 | 1,920 | 334,000 | 338,000 | 3,150 |
| 218,000 | 222,000 | 1,960 | 338,000 | 342,000 | 3,210 |
| 222,000 | 226,000 | 1,990 | 342,000 | 346,000 | 3,260 |
| 226,000 | 230,000 | 2,030 | 346,000 | 350,000 | 3,320 |
| 230,000 | 234,000 | 2,070 | 350,000 | 354,000 | 3,370 |
| 234,000 | 238,000 | 2,100 | 354,000 | 358,000 | 3,420 |

別表第三

退職所得に係る町民税の特別徴収税額表

| 退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額 | | 税 額 | 退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額 | | 税 額 |
|-------------------------|--------|-----|-------------------------|---------|-------|
| 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | |
| 6,000 | 未 満 | 0 | 64,000 | 66,000 | 570 |
| 6,000 | 8,000 | 50 | 66,000 | 68,000 | 590 |
| 8,000 | 10,000 | 70 | 68,000 | 70,000 | 610 |
| 10,000 | 12,000 | 90 | 70,000 | 72,000 | 630 |
| 12,000 | 14,000 | 100 | 72,000 | 74,000 | 640 |
| 14,000 | 16,000 | 120 | 74,000 | 76,000 | 660 |
| 16,000 | 18,000 | 140 | 76,000 | 78,000 | 680 |
| 18,000 | 20,000 | 160 | 78,000 | 80,000 | 700 |
| 20,000 | 22,000 | 180 | 80,000 | 82,000 | 720 |
| 22,000 | 24,000 | 190 | 82,000 | 84,000 | 730 |
| 24,000 | 26,000 | 210 | 84,000 | 86,000 | 750 |
| 26,000 | 28,000 | 230 | 86,000 | 88,000 | 770 |
| 28,000 | 30,000 | 250 | 88,000 | 90,000 | 790 |
| 30,000 | 32,000 | 270 | 90,000 | 92,000 | 810 |
| 32,000 | 34,000 | 280 | 92,000 | 94,000 | 820 |
| 34,000 | 36,000 | 300 | 94,000 | 96,000 | 840 |
| 36,000 | 38,000 | 320 | 96,000 | 98,000 | 860 |
| 38,000 | 40,000 | 340 | 98,000 | 100,000 | 880 |
| 40,000 | 42,000 | 360 | 100,000 | 102,000 | 900 |
| 42,000 | 44,000 | 370 | 102,000 | 104,000 | 910 |
| 44,000 | 46,000 | 390 | 104,000 | 106,000 | 930 |
| 46,000 | 48,000 | 410 | 106,000 | 108,000 | 950 |
| 48,000 | 50,000 | 430 | 108,000 | 110,000 | 970 |
| 50,000 | 52,000 | 450 | 110,000 | 112,000 | 990 |
| 52,000 | 54,000 | 460 | 112,000 | 114,000 | 1,000 |
| 54,000 | 56,000 | 480 | 114,000 | 116,000 | 1,020 |
| 56,000 | 58,000 | 500 | 116,000 | 118,000 | 1,040 |
| 58,000 | 60,000 | 520 | 118,000 | 120,000 | 1,060 |
| 60,000 | 62,000 | 540 | 120,000 | 122,000 | 1,080 |
| 62,000 | 64,000 | 550 | 122,000 | 124,000 | 1,090 |

| 退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額 | | 税 額 | 退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額 | | 税 額 |
|-------------------------|---------|--------|-------------------------|-----------|--------|
| 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | |
| 702,000 | 708,000 | 8,120 | 916,000 | 924,000 | 11,530 |
| 708,000 | 714,000 | 8,200 | 924,000 | 932,000 | 11,680 |
| 714,000 | 720,000 | 8,280 | 932,000 | 940,000 | 11,820 |
| 720,000 | 726,000 | 8,370 | 940,000 | 948,000 | 11,970 |
| 726,000 | 732,000 | 8,450 | 948,000 | 956,000 | 12,110 |
| 732,000 | 738,000 | 8,530 | 956,000 | 964,000 | 12,250 |
| 738,000 | 744,000 | 8,610 | 964,000 | 972,000 | 12,400 |
| 744,000 | 750,000 | 8,690 | 972,000 | 980,000 | 12,540 |
| 750,000 | 756,000 | 8,770 | 980,000 | 988,000 | 12,690 |
| 756,000 | 762,000 | 8,850 | 988,000 | 996,000 | 12,830 |
| 762,000 | 768,000 | 8,930 | 996,000 | 1,004,000 | 12,970 |
| 768,000 | 774,000 | 9,010 | 1,004,000 | 1,012,000 | 13,120 |
| 774,000 | 780,000 | 9,090 | 1,012,000 | 1,020,000 | 13,260 |
| 780,000 | 788,000 | 9,180 | 1,020,000 | 1,028,000 | 13,410 |
| 788,000 | 796,000 | 9,280 | 1,028,000 | 1,036,000 | 13,550 |
| 796,000 | 804,000 | 9,390 | 1,036,000 | 1,044,000 | 13,690 |
| 804,000 | 812,000 | 9,520 | 1,044,000 | 1,052,000 | 13,840 |
| 812,000 | 820,000 | 9,660 | 1,052,000 | 1,060,000 | 13,980 |
| 820,000 | 828,000 | 9,810 | 1,060,000 | 1,068,000 | 14,130 |
| 828,000 | 836,000 | 9,950 | 1,068,000 | 1,076,000 | 14,270 |
| 836,000 | 844,000 | 10,090 | 1,076,000 | 1,084,000 | 14,410 |
| 844,000 | 852,000 | 10,240 | 1,084,000 | 1,092,000 | 14,560 |
| 852,000 | 860,000 | 10,380 | 1,092,000 | 1,100,000 | 14,700 |
| 860,000 | 868,000 | 10,530 | 1,100,000 | 1,108,000 | 14,850 |
| 868,000 | 876,000 | 10,670 | 1,108,000 | 1,116,000 | 14,990 |
| 876,000 | 884,000 | 10,810 | 1,116,000 | 1,124,000 | 15,130 |
| 884,000 | 892,000 | 10,960 | 1,124,000 | 1,132,000 | 15,280 |
| 892,000 | 900,000 | 11,100 | 1,132,000 | 1,140,000 | 15,420 |
| 900,000 | 908,000 | 11,250 | 1,140,000 | 1,148,000 | 15,570 |
| 908,000 | 916,000 | 11,390 | 1,148,000 | 1,156,000 | 15,710 |

〔区并課〕

| 退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額 | | 税 額 | 退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額 | | 税 額 |
|-------------------------|---------|-------|-------------------------|---------|-------|
| 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | |
| 358,000 | 362,000 | 3,480 | 522,000 | 528,000 | 5,690 |
| 362,000 | 366,000 | 3,530 | 528,000 | 534,000 | 5,770 |
| 366,000 | 370,000 | 3,590 | 534,000 | 540,000 | 5,850 |
| 370,000 | 374,000 | 3,640 | 540,000 | 546,000 | 5,940 |
| 374,000 | 378,000 | 3,690 | 546,000 | 552,000 | 6,020 |
| 378,000 | 382,000 | 3,750 | 552,000 | 558,000 | 6,100 |
| 382,000 | 386,000 | 3,800 | 558,000 | 564,000 | 6,180 |
| 386,000 | 390,000 | 3,860 | 564,000 | 570,000 | 6,260 |
| 390,000 | 396,000 | 3,910 | 570,000 | 576,000 | 6,340 |
| 396,000 | 402,000 | 3,990 | 576,000 | 582,000 | 6,420 |
| 402,000 | 408,000 | 4,070 | 582,000 | 588,000 | 6,500 |
| 408,000 | 414,000 | 4,150 | 588,000 | 594,000 | 6,580 |
| 414,000 | 420,000 | 4,230 | 594,000 | 600,000 | 6,660 |
| 420,000 | 426,000 | 4,320 | 600,000 | 606,000 | 6,750 |
| 426,000 | 432,000 | 4,400 | 606,000 | 612,000 | 6,830 |
| 432,000 | 438,000 | 4,480 | 612,000 | 618,000 | 6,910 |
| 438,000 | 444,000 | 4,560 | 618,000 | 624,000 | 6,990 |
| 444,000 | 450,000 | 4,640 | 624,000 | 630,000 | 7,070 |
| 450,000 | 456,000 | 4,720 | 630,000 | 636,000 | 7,150 |
| 456,000 | 462,000 | 4,800 | 636,000 | 642,000 | 7,230 |
| 462,000 | 468,000 | 4,880 | 642,000 | 648,000 | 7,310 |
| 468,000 | 474,000 | 4,960 | 648,000 | 654,000 | 7,390 |
| 474,000 | 480,000 | 5,040 | 654,000 | 660,000 | 7,470 |
| 480,000 | 486,000 | 5,130 | 660,000 | 666,000 | 7,560 |
| 486,000 | 492,000 | 5,210 | 666,000 | 672,000 | 7,640 |
| 492,000 | 498,000 | 5,290 | 672,000 | 678,000 | 7,720 |
| 498,000 | 504,000 | 5,370 | 678,000 | 684,000 | 7,800 |
| 504,000 | 510,000 | 5,450 | 684,000 | 690,000 | 7,880 |
| 510,000 | 516,000 | 5,530 | 690,000 | 696,000 | 7,960 |
| 516,000 | 522,000 | 5,610 | 696,000 | 702,000 | 8,040 |

〔区并課〕

| 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 | | 税 額 | 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 | | 税 額 |
|---------------------|-----------|--------|---------------------|------------|---|
| 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | |
| 1,720,000 | 1,730,000 | 27,450 | | | 等の金額に2.7%を乗じて算出した金額から20,250円を控除した金額 |
| 1,730,000 | 1,740,000 | 27,670 | | | |
| 1,740,000 | 1,750,000 | 27,900 | | | |
| 1,750,000 | 1,760,000 | 28,120 | | | |
| 1,760,000 | 1,770,000 | 28,350 | | | |
| 1,770,000 | 1,780,000 | 28,570 | 3,000,000 | 5,000,000 | 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.15%を乗じて算出した金額から33,750円を控除した金額 |
| 1,780,000 | 1,790,000 | 28,800 | | | |
| 1,790,000 | 1,800,000 | 29,020 | | | |
| 1,800,000 | 1,810,000 | 29,250 | | | |
| 1,810,000 | 1,820,000 | 29,470 | | | |
| 1,820,000 | 1,830,000 | 29,700 | | | 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から56,250円を控除した金額 |
| 1,830,000 | 1,840,000 | 29,920 | 5,000,000 | 8,000,000 | |
| 1,840,000 | 1,850,000 | 30,150 | | | |
| 1,850,000 | 1,860,000 | 30,370 | | | |
| 1,860,000 | 1,870,000 | 30,600 | | | |
| 1,870,000 | 1,880,000 | 30,820 | | | 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.05%を乗じて算出した金額から92,250円を控除した金額 |
| 1,880,000 | 1,890,000 | 31,050 | 8,000,000 | 12,000,000 | |
| 1,890,000 | 1,900,000 | 31,270 | | | |
| 1,900,000 | 1,910,000 | 31,500 | | | |
| 1,910,000 | 1,920,000 | 31,720 | | | |
| 1,920,000 | 1,930,000 | 31,950 | | | 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から |
| 1,930,000 | 1,940,000 | 32,170 | 12,000,000 | 20,000,000 | |
| 1,940,000 | 1,950,000 | 32,400 | | | |
| 1,950,000 | 1,960,000 | 32,620 | | | |
| 1,960,000 | 1,970,000 | 32,850 | | | |
| 1,970,000 | 1,980,000 | 33,070 | | | 退職所得控除額控除後の退職手当 |
| 1,980,000 | 1,990,000 | 33,300 | | | |
| 1,990,000 | 2,000,000 | 33,520 | | | |
| 2,000,000 | 3,000,000 | | | | |

【表1】

| 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 | | 税 額 | 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 | | 税 額 |
|---------------------|-----------|--------|---------------------|-----------|--------|
| 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | |
| 1,156,000 | 1,164,000 | 15,850 | 1,420,000 | 1,430,000 | 20,700 |
| 1,164,000 | 1,172,000 | 16,000 | 1,430,000 | 1,440,000 | 20,920 |
| 1,172,000 | 1,180,000 | 16,140 | 1,440,000 | 1,450,000 | 21,150 |
| 1,180,000 | 1,188,000 | 16,290 | 1,450,000 | 1,460,000 | 21,370 |
| 1,188,000 | 1,196,000 | 16,430 | 1,460,000 | 1,470,000 | 21,600 |
| 1,196,000 | 1,204,000 | 16,570 | 1,470,000 | 1,480,000 | 21,820 |
| 1,204,000 | 1,212,000 | 16,720 | 1,480,000 | 1,490,000 | 22,050 |
| 1,212,000 | 1,220,000 | 16,860 | 1,490,000 | 1,500,000 | 22,270 |
| 1,220,000 | 1,228,000 | 17,010 | 1,500,000 | 1,510,000 | 22,500 |
| 1,228,000 | 1,236,000 | 17,150 | 1,510,000 | 1,520,000 | 22,720 |
| 1,236,000 | 1,244,000 | 17,290 | 1,520,000 | 1,530,000 | 22,950 |
| 1,244,000 | 1,252,000 | 17,440 | 1,530,000 | 1,540,000 | 23,170 |
| 1,252,000 | 1,260,000 | 17,580 | 1,540,000 | 1,550,000 | 23,400 |
| 1,260,000 | 1,268,000 | 17,730 | 1,550,000 | 1,560,000 | 23,620 |
| 1,268,000 | 1,276,000 | 17,870 | 1,560,000 | 1,570,000 | 23,850 |
| 1,276,000 | 1,284,000 | 18,010 | 1,570,000 | 1,580,000 | 24,070 |
| 1,284,000 | 1,292,000 | 18,160 | 1,580,000 | 1,590,000 | 24,300 |
| 1,292,000 | 1,300,000 | 18,300 | 1,590,000 | 1,600,000 | 24,520 |
| 1,300,000 | 1,310,000 | 18,450 | 1,600,000 | 1,610,000 | 24,750 |
| 1,310,000 | 1,320,000 | 18,630 | 1,610,000 | 1,620,000 | 24,970 |
| 1,320,000 | 1,330,000 | 18,810 | 1,620,000 | 1,630,000 | 25,200 |
| 1,330,000 | 1,340,000 | 18,990 | 1,630,000 | 1,640,000 | 25,420 |
| 1,340,000 | 1,350,000 | 19,170 | 1,640,000 | 1,650,000 | 25,650 |
| 1,350,000 | 1,360,000 | 19,350 | 1,650,000 | 1,660,000 | 25,870 |
| 1,360,000 | 1,370,000 | 19,530 | 1,660,000 | 1,670,000 | 26,100 |
| 1,370,000 | 1,380,000 | 19,710 | 1,670,000 | 1,680,000 | 26,320 |
| 1,380,000 | 1,390,000 | 19,890 | 1,680,000 | 1,690,000 | 26,550 |
| 1,390,000 | 1,400,000 | 20,070 | 1,690,000 | 1,700,000 | 26,770 |
| 1,400,000 | 1,410,000 | 20,250 | 1,700,000 | 1,710,000 | 27,000 |
| 1,410,000 | 1,420,000 | 20,470 | 1,710,000 | 1,720,000 | 27,220 |

【表2】

| 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 | | 税 額 | 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 | | 税 額 |
|---------------------|-----------------|--|---------------------|------------------|---|
| 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | |
| 円 20,000,000 | 円 40,000,000 | 円 146,250 円を控除した金額 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から236,250 円を控除した金額 | 円 60,000,000 | 円 100,000,000 | 円 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.85%を乗じて算出した金額から686,250 円を控除した金額 100,000,000 円以上 |
| 円 40,000,000 | 円 60,000,000 | 円 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.4%を乗じて算出した金額から416,250 円を控除した金額 | | | 円 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に6.3%を乗じて算出した金額から1,136,250 円を控除した金額 |

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が、2,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三朝町税条例の廃止)

2 三朝町税条例（昭和三十二年三朝町条例第十一号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、町民税の法人税割に關する部分は、昭和四十五年四月一日の屬する事業年度分から、その他の部分は、昭和四十五年度分の町税から適用する。

4 昭和四十四年度分以前の町税（町民税の法人税割にあつては、昭和四十五年四月一日の屬する事業年度の直前の事業年度以前の分）については、なを、従前の例による。

(個人の町民税の配当控除)

5 所得割の納税義務者の前年の總所得金額のうち、法附則第五條第二項に規定す

る配当所得（利息の配当を除く。）があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三十四条の三から第三十四条の五までの規定を適用した
 場合の所得割の額から控除する。

（宅地等に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

6 宅地等に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等の次の表の上欄に掲げる上昇率の区
 分に応じ同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年
 度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下
 「宅地等調整固定資産税額」という。）をこえる場合には、当該宅地等調整固定資
 産税額とする。

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 上 昇 率 | 負担調整率 |
| 三 倍 未 満 | 一・二 |
| 三 倍 以 上 八 倍 未 満 | 一・二 |
| 八 倍 以 上 | 一・三 |

(農地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

7 農地に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当分の間、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額をその当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)をとえる場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

8 附則第六項及び第十項の「宅地等」とは法附則第十七条第二号に、附則第六項及び第十項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは法附則第十八条第二項から第七項まで及び法附則第二十条に、附則第六項の「上昇率」とは、法附則第十七条第一号に規定するところにより、前項及び附則第十項の「農地」とは法附則第十七条第一号に、前項及び附則第十項の「昭和三十八年度分の課税標準額」とは法附則第十九条第二項及び第三項並びに第二十条に規定するところによる。

(統替規定)

9 法附則第十五条第一項から第九項までの規定の適用がある各年度分の固定資産税

税に限り、第六十一条第八項中「又は法第三百四十九条の五」とあるのは「若しくは法第三百四十九条の五又は法附則第十五条第一項から第九項まで」と読み替えるものとする。

(免税点の適用に関する特例)

10 附則第六項又は第七項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第三条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第六項の規定の適用を受ける宅地等についてはその前年度分の固定資産税の課税標準額に同項の規定により当該宅地等の宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額によるものとし、附則第七項の規定の適用を受ける農地については、その昭和三十八年度分の課税標準額によるものとする。

(昭和四十一年度分等の個人の町民税に関する特例)

11 昭和四十一年度から昭和四十六年度までの各年度分の個人の町民税に限り、第三条第二項の規定の適用については、同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八条の三の規定を除く。)」

とする。

12 昭和四十三年年度から昭和四十八年度までの六年度分の個人の町民税に限り所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条の二第一項に規定する事業所得を有する場合において、第三十六条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第三十六条の三第一項の確定申告書を含む。）に当該事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は当該事業所得に係る町民税の所得割の額（前年の第三十三条第一項に規定する総所得金額に係る町民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る町民税の所得割の額を控除した額とする。）を免除する。

13 第五十三条の四の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは、「合計額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額」とする。

14 第五十三条の八第一項又は第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一

項第一号又は第二項中「その支払う退職手当等の金額について第五十三条の三及び第五十三条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に及び、附則第十三項の規定を適用して算定される第五十三条の四の金額の範囲内で定める別表第三に掲げる税額」と同条第一項第二号中「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第五十三条の三及び第五十三条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に及び、別表第三に掲げる税額を求め、その税額」とする。

15 第五十三条の十二第一項の適用については、当分の間、同項中「その年中における退職手当等の金額について第五十三条の三及び第五十三条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その年中における退職手当等の全額から退職所得控除額を控除した残額に及び、別表第三に掲げる税額」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

16 昭和四十六年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得

割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第二項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十三条及び第三十四条の三並びに第三十四条の五の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額から同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項若しくは第三十二条第四項若しくは第三十七条第五項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により計算される当該特別控除額）を控除した金額（附則第十八項第一号の規定により適用される第三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に相当する課税長期譲渡所得金額に対し、百分の四（昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分については百分の二・七とし、昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分については百分の三・四とする。）の税率を適用して町民税の所得割を課する。

17 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税以外の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の

譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいう。

8 第十六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十四条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第十六項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

二 第三十四条の七及び附則第五項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十六項の規定による町民税の所得割の額」とする。

三 第三十五条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは

- 「若しくは山林所得金額又は附則第十六項に規定する長期譲渡所得の金額」と、
- 「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

19 (短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

昭和四十六年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得を

有する場合には、当該譲渡所得については、第三十三条及び第三十四条の三並びに第三十四条の五の規定にかかわらず、他の所得と区分し前年中の短期譲渡所得の金額に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する町民税の所得割を課する。

- 一 短期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき附則第二十一項において準用する前項第一号の規定により適用される第三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。次号において「課税短期譲渡所得金額」という。）の百分の八に相当する金額
- 二 課税短期譲渡所得金額から所得税法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額（前年中の同条第一項に規定する譲渡所得で第十六項及び本項の規定に該当しないものの金額の計算上控除される金額があるときは、当該金額を控除した残額）を控除した残額と当該年度分の課税短期譲渡所得金額

との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の百分の百十に相当する金額

20 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいう。

21 第十八項の規定は、第十九項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第十八項中「附則第十六項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「附則第十九項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「租税特別措置法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「附則第十六項の規定による町民税の所得割の額」とあるのは「附則第十九項の規定による町民税の所得割の額」と読み替えるものとする。

（昭和四十四年分の長期譲渡所得等に係る町民税の課税の特例に關する規定の適用）

附則第十六項から第二十一項までの規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第十五号）附則第八條の規定により適用される同法による改正後の租税特別措置法第三十一條又は第三十二條の規定の適用がある場合には、その適用がある年の翌年度分の個人の町民税についても、適用する。この場合において、附則第十六項又は第十九項中「昭和四十六年度から」とあるのは「昭和四十五年度から」と、「昭和四十六年度分」とあるのは「昭和四十五年度分、昭和四十六年度分」とする。